

# 官報

## 号外

昭和四十八年六月二十七日

昭和四十八年六月二十七日(水曜日)

午前十時三分開議

○議事日程 第二十五号

午前十時開議

卷之三

## 第二 國際労働機関憲章の改正に関する文書の 考査

### 第三 電離放射線からの労働者の保護に関する 統計について承認を求めるの件(衆議院送付)

条約(第一百五号)の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

#### 第四 機械の防護に関する条約(第百十九号)の 締結について承認を求める件(武儀密函)

## 第五 水源地域対策特別措置法案(内閣提出)

## 第六 農業近代化資金助成法及び農業信用保証 保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、

第七 農水産業協同組合貯金保険法案（内閣提  
衆議院送付）

第八 農林中央金庫法の一部を改正する法律

(内閣提出、衆議院送付)

**第九 農業協同組合法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)**

○本日の会議に付した案件  
議事日程のとおり

ところで、約十を数える府県におきまして、それらの指定地域以外の魚介類は安全であるという

昭和四十八年六月二十七日 参議院会議録第一二三号 緊急質問の件

田家詩一卷

緊急質問の件

昭和四十八年六月二十七日 参議院会議録第二十三号 緊急質問の件

五七三

らかにしていただきたいのであります。あわせて、今回の発表で、マグロ、川魚等が計算の基礎から除外されておる理由を伺いたいのですが、さいやすす。

アメリカのウイスコンシン大学で行なわれました動物実験によりますと、マグロはむしろ水銀の毒性を少くし、延命作用さえあるので、人間に対する想されるほど危険ではないのではないかと、同大学のガンサー氏ら七人が述べておると伝えられております。この作用は、フィッシュミミールや海産物にも含まれておりますゼレンという成分によるものであるといわれているのであります。また、同じ米国のカリフォルニア大学の報告書

では、約五十年前に標本として保存されているマグロと、最近とれたマグロについて、熱中性子放射化分析の方法で分析したところ、いまも昔もマグロの水銀含有には変わりはない、人類は昔からマグロを食べ続けているにもかかわらず、格別中毒状況にはならなかつたと証言していると伝えられています。

でも取り上げていただきたい。研究不足のために、関係者に不安を与えることは許されないからであります。

次に、通産大臣にお伺いいたします。  
水銀やP.C.Bを排出してきた企業につきましては、すでに政府の定めた排出基準があり、それが守られているたてまえはよくわかるのですが、そぞれらの企業のうち、なお有害物質を排出しているものがあるかどうかについて、検出体制と技術を整備、強化していただきたいのであります。さらには、有害物質排出企業の企業指定を行ない、場合によっては、操業を停止することを主張するものであります。これは、被害者である漁業者が操業をやめなければならぬときには、加害者である企業が操業をやめないのはおかしいではないかといふ考え方に基づくものであります。また、有害物質

の排出を絶無にするとした場合、わが国の国民經濟にははどういう影響があるのでしょうか。計算方法にいろいろ問題があるうかと思いますが、国民全体が知りたがっているところと思われますので、御答弁をお願いいたします。

ところで、わが国のP.C.B.、水銀などを処理する公害防除技術の水準は、世界の先進的な水準から見てどの辺のレベルにあるのか。同列なのか。そこまでいっていないのか。そこまでいっていないければ、できるだけ早くその水準まで持つていかなければならぬと考えるのであります。そのため見通しはどうか。これも通産大臣にお尋ねいたします。

公害防止事業団が発足して数年経過いたしまし  
たが、現在こそ、この事業団の機能を十分に發揮  
させなければならない時期だと考えるのであります  
が、いかがでしょうか。長官の明快な御答弁を

さて、最近地球が小氷河期に入った、そして気温はまだ下がるのではないかといわれているので

出し、人間も動物も飢餓に迫られている地域が少なくありません。それに加えて、たん白質資源の約五〇%を魚介類にたよっています日本民族に

とりまして、魚介類についての不安が重なつてゐるということは、その生存にかかわる大問題と言えると思うのであります。他面、アジアモンスター地域での緑の革命も、さらに社会主义諸国での増産計画も目的どおりには円滑に進んでおりません。また、人口爆発の問題もあり、国によつては穀物の輸出を規制する動きさえ見られ始めました。政府は短期的にも、さらに長期的にも食糧の不安をなくするよう万全の策を立てるべき時期に立たされていると思うのであります。魚類攝取の不安をなくすこととあわせて、真剣に食糧問題を取り組んでいただきたい。農林大臣の御所見を伺いたいのであります。

最後に総理大臣にお伺いいたします。

然環境の保全、無秩序な大都市集中の防止などを

然環境の保全、無秩序な大都市集中の防止などを前提としたものに改めていく必要があると痛感をいたしております。つまり、当面しておる諸問題の根本的解決のためには、わが国経済社

かしつつ、既存の経済社会に内在する制度、ルールを全般にわたって見直し、新しい時代にふさわしいものにつくり変えていく必要があると考えます。政府は、諸般の施策を積極的に進めてまいりたいと考えます。(拍手)

○国務大臣(櫻内義雄君) まず、P.C.B汚染の調査につきましては、昨年五月から十二月の間に百十水域の全国調査をいたしました。そして、その中で汚染度が高いと思われます十四水域につきまして、四十八年二月から三月にかけまして精密調査を行ないました結果が、八水域が汚染されておる。こういうことで、たとえば兵庫県の場合で申し上げますると、播磨灘沿岸水域においては、高砂市地先沖合五百メートル以内が汚染されてお

る。そしてそこには、ボラ、コノシロ、スズキ等の魚が三P.P.M.をこえておつた。あるいは姫路市の白浜地先沖合五百メートル以内が汚染されて

おおむねノゾクアオサギの魚類が三五種を数えておつた。このように汚染地帯もまた汚染された魚も明白にいたしておるのでござります。し

たがってその他の地域におきましては、この方面以外におきましては、水産庁の関係として、現在のところ汚染されておるというように考

考えておらぬいのでござりぬとして、この他の点から、六月四日の精密調査による八水域以

夕 しかもたいたいお題意もれた水場以外の魚類につきましては、安全であると一応見ていただいてよろしいと思うのであります。

今後につきましては、PCB調査のほうは年一回行なうことにしておきます。中西議員から  
は、「二回の調査はどうか」と、こういふことでござ  
は

いまするが、試料の採取あるいは分析能力からいたしまして、これ以上の能力は現在まずないのでないかと思うのであります。

また、水銀につきましては、第三水俣病の問題が起りまして、水産庁としては有明海、八代海等の緊急調査をいたしたいと、こういう方針をきめておりますが、さらに水銀等汚染対策推進会議の決定によりまして、環境庁中心で全国調査を行なう。しかし、その中でも特に水俣、有明、八代、徳山湾地先等の九地域につきましては、本年九月末を目途に至急に調査をしようと、こうしたことになつておるわけであります。なお、特に問題がある水域につきましては、必要に応じて鏡検討いたすことはとよりござります。

次に、水銀またはP.C.B.汚染による被害漁業者及び水産業協同組合に対しましては、その生活資金及び経営資金につきまして、天災融資法に準ずる緊急つなぎ融資を行なうことになつたのであります。この被害については、御承知のように、原因者によるといふことが、これが原則でござります。したがいまして、これらのつなぎ融資につきましても、原因者によつて元本、利息を、これがわかり次第負担をしてもららう。また、五年後不

明の場合はどうかと、こういふことでござりますが、それはその時点で検討をさせていただきたいと思うのでござります。

なお、地球が寒冷期を迎えておつて、世界の糧不足について御心配の御発言がございました。これらのことにつきましては、農産物の国際需給の関係は、何としても各國の農業政策といらものが大きく影響いたすのでござりまするから、農林省といつしましては、経済企画庁のほうに、関係諸国に対しての精密な調査をいただきたいといふことをお願いをいたしております。

それらのことを踏まえまして、現在相当量の食糧を輸入に仰いでおる日本でござりまするので、その輸入の安定的確保をはかるために、長期輸入契約の締結、開発輸入の推進、輸入先の多角化

等、これを進めまして、食糧不足に対する対処する国際的な関係について万全を尽くしてまいりたいと思はないと存じます。(拍手)

○國務大臣(齋藤邦吉君) 先般、暫定基準発表の際に、暫定基準の説明資料として配布をいたしました水銀の週間採取許容量は、例示いたしました魚が、かりに、すべて暫定的規制値の〇・三PPM満度まで汚染されているとしても、それだけ食べても心配はございませんと、こういう趣旨を実は表明したものでございます。しかしながら、実際はどうかと申しますと、魚がすべて〇・三PPMまで汚染されているとしても、それだけにおいては汚染されない魚、規制値以下の魚がほとんどを占めているのが現状でございます。汚染地域の魚は排除されておりませんので、市場における魚は安全であると考えておるものでございまして、先般のその数字は、採取量の限度を意味するものではないことは言うまでもございません。

おもては、公害防止事業團についての御質問であります。公害防止事業團は、御承知のよ

うに、昭和四十年に公害防止の施設のために融資

をする目的で設立されたものであります。四十

八年度末で事業規模が七百三十億円になつておる

わけでございます。しかし、公害防止の重要性に

かんがみて、公害防止事業團はさらに拡充するこ

とが必要である。事業の規模、対象、これを拡充

していきたいという所存でございます。(拍手)

私は対しては、公害防止事業團についての御質

問であります。公害防止事業團は、御承知のよ

うに、昭和四十年に公害防止の施設のために融資

をする目的で設立されたものであります。四十

八年度末で事業規模が七百三十億円になつておる

わけでございます。しかし、公害防止の重要性に

かんがみて、公害防止事業團はさらに拡充するこ

とが必要である。事業の規模、対象、これを拡充

していきたいという所存でございます。(拍手)

以上で御答弁申し上げました。(拍手)

○國務大臣(三木武夫君) 関連中小商工業者にお答えをい

たしました。

〔國務大臣(三木武夫君) 関連中小商工業者にお答えをい

たしました。〕

〔國務大臣(三木武夫君) 関連中小商工業者にお答えをい

議の前に操業停止といふ措置をとらざるを得なくなつたのであります。工場の責任者がどんなに土下座をしてあやまつたとしても、失われた人間の命は返つてこないのであります。おかされたからだはもとに戻らないのであります。企業の今まで犯恨みは消えないのです。企業の今まで犯してきた人類への責めと事の重大性を、いまさらためて認識しなければならないのであります。水銀をはじめカドミウムなど重金属が、米や野菜、果物として魚など、口を通じて人の体内に入り、蓄積をされ、人の生命までもおかすといふメカニズムが明らかにされて、すでに十数年の歳月が流れているのであります。その間も被書は拡大をしました。つい先ごろ、有明海沿岸における第三の水俣病の発生が確認をされ、そして第四、第五と教限りなくその危険が迫るにつれて、政府もようやく本格的な対策を講ずるボーズを示しつつあるのであります。今日までたゆまぬ努力によつて研究を進められた良識ある医師と住民からの告発によつて、対策を迫られるに至つた行政の怠慢はおおうべくもございません。

総理は、ここに被害者をはじめ全國民の前に深い反省を示すべきであると思ひますが、いかがでございますか。

昭和三十一年、水俣病の発生が確認されて以来、實に十七年日のことであります。しかも、それはあくまで安全の目安であり、安全基準そのものではないといふ注釈つきのものであります。一説によれば、きわめて短期間に検討されたことも伝えられておりますが、今回の基準が、一応国民の間に広がつてゐる不安をやわらげ、漁民の強い抗議の行動に対処するためのものであるとするならば、事は重大であります。WHOで定められる水銀の暫定基準は、体重六十キロの人の一週間のメチル水銀許容摂取量は〇・二ミリグラムであ

り、これを体重五十キロに換算すると、ほぼ今回の暫定基準に近いといわれております。百七十マイクログラムの週間摂取許容量から割り出した數値は〇・二二三PPMになり、それを〇・三PPMに切り上げたことも問題があると指摘をされております。さらに、自然汚染の高いといわれるマグロや川魚などが除外されますが、これらは政治的判断のにおいて強く、科学的判断がゆがめられているのではないかといわれているのであります。

また、今回の基準設定にあたつては、メチル水銀が脳から排出される期間を二百三十日とすべきであると主張をした武内熊太教授の新説は、裏づけとなるデータがないとの理由で退けられ、結局從来どおり七十日説が採用され、問題を今後に残しているのであります。今回の基準は、WHOの数値に権威づけを求めた感が強いものといわれておりますが、水俣病をはじめ人類史上例のない殘虐な公害病の人体実験といふ悲劇の中で積み重ねられた貴重な資料をもとにした最高の権威ある基準とすべきではなかつたかと思うのでありますか。この点いかがでござりますか。

ささらに、汚染地域や汚染魚の調査は一部の地先や一部の魚に限定をされておりますので、これを廣くP.C.B.をはじめとした重金属汚染に一服の鎮静剤の役割を果たし得たかもわかりません。しかし、今回の基準を示しただけでは問題の解決にはならないと考えます。当然、今日まで積極的な手立てを講ずることなく、被害者救済をサポートしていく必要があります。

今回の暫定基準は、不安と恐怖におののく水銀、P.C.B.をはじめとした重金属汚染に一服の鎮静剤の役割を果たし得たかもわかりません。しかし、今回の基準を示しただけでは問題の解決にはならないと考えます。当然、今日まで積極的な手立てを講ずることなく、被害者救済をサポートしていく必要があります。

広い海は意外に狭く、予想以上に汚染が進んでいたのであります。すでに使用が中止された水銀もP.C.B.も海へ流れ込んだあとであります。海の中の有毒物質は、いわゆる生物濃縮を経て、人の体内に入つてきています。高度成長に伴う大量生産、大量消費の排出物は、海の持つ自然浄化作用の限度を越えて、沿岸の海中に蓄積をされ、それが被害拡散の原因をつくり出しているのであります。一たびよどされた海は戻らないともいわれます。

それと同時に、いま政府の緊急対策の樹立を國民が強く望んでいます。

その一つは、通産省は先般、水銀を触媒としたアセトアルデヒド製造工場、塩化ビニール製造工場の使用水銀の未回収量などについて発表いたしました。毒性ソーダ製造法には、水銀を使わない方法と水銀を使つ水銀法とがありますが、戦後は特に水銀法が多く用いられ、四十七年の毒性

ソーダ生産量三百万吨のうち九五%は水銀法が使われております。アセトアルデヒド製造工場は四十三年五月から水銀を使わないエチレン法にかえていますが、それまでに使用されました水銀の回収とされおりません。これは、国民に大きなショックを与えたものです。このような相次ぐ新患者の発見は、潜在的患者を含めますと、かなり広範な分布になつていて判断をされます。同時にまた、水銀だけでなく、P.C.B.、カドミウムなどあらゆる汚染物質で全国民が汚染されており、その汚染度は世界の百倍とも言われています。汚染源の徹底的な究明はもとより論をまちませんが、患者の把握は人道的問題としても重大であります。政府はこれまでにどのような方策で患者の発見に当たり、その対策に万全を期するべきであると考えます。が、いかがでございましょう。

第四は、国民の不安を取り除くための対策についてであります。

今回の暫定基準は、不安と恐怖におののく水銀、P.C.B.をはじめとした重金属汚染に一服の鎮静剤の役割を果たし得たかもわかりません。しかし、今回の基準を示しただけでは問題の解決にはならないと考えます。当然、今日まで積極的な手立てを講ずることなく、被害者救済をサポートしていく必要があります。

広い海は意外に狭く、予想以上に汚染が進んでいたのであります。すでに使用が中止された水銀もP.C.B.も海へ流れ込んだあとであります。海の中の有毒物質は、いわゆる生物濃縮を経て、人の体内に入つてきています。高度成長に伴う大量生産、大量消費の排出物は、海の持つ自然浄化作用の限度を越えて、沿岸の海中に蓄積をされ、それが被害拡散の原因をつくり出しているのであります。一たびよどされた海は戻らないともいわれます。しかし、あらゆる科学、あらゆる総合力を發揮して、水銀、P.C.B.などの回収のため、技術の開発とその処理について万全を期すべきであると考えます。

その三は、汚染水域における漁業を中止させ、その安全性を確保するとともに、さらに密度の高い水域調査を実施する体制をとることであります。その三は、汚染水域における漁業を中止させ、その安全性を確保するとともに、さらに密度の高い水域調査を実施する体制をとることであります。六月四日発表された水産庁のP.C.B.汚染調査は、大分川河口のウナギ一二〇PPMを最高に、賀茂のボラ一〇PPMなど、P.C.B.の汚染が一般的な相次ぐ新患者の発見は、潜在的患者を含めますと、かなり広範な分布になつていて判断をされます。同時にまた、水銀だけでなく、P.C.B.、カドミウムなどあらゆる汚染物質で全国民が汚染されており、その汚染度は世界の百倍とも言われています。汚染源の徹底的な究明はもとより論をまちませんが、患者の把握は人道的問題としても重大であります。政府はこれまでにどのような方策で患者の発見に当たり、その対策に万全を期するべきであると考えます。が、いかがでございましょう。

して注目しなければなりません。水銀をはじめP.C.B.、カドミウムと二重三重の汚染は、すでにからだまでおかされている直接の被害者は言うまでもありませんが、漁業を生活の柱として生活をされてきた漁民にとっても、最大の被害者であることを何人も否定することはできません。魚を常食としてきたという健康面の不安がつきまとっているということ、汚染をされた水域の魚はもちろん、他の水域でとれた安全な魚といえども、その識別が困難であるということから汚染魚といいうらか印を押され、買いたたかれ、あるいは廃棄処分にしなければならないという現実に漁民の皆さんは突き当たっているのであります。これらの犠牲ははかり知れないのであります。汚染魚の識別の方法、検査制度の充実、表示の方法等、安全性確認の方策に緊急な対策を講ずる必要があると思いますが、その点について伺います。

その四是、汚染源の徹底的な追及と、加害者への補償を行なわせなければならないということです。

「渡良瀬川沿岸に被害あるは事実なれどもその原因明らかなならず」とは、かつて田中正造代議士の質問に対する政府の答弁書の内容であります。すでに一世紀に近い年月を経た今日といえども、その原因究明の本質は変わっていないのであります。

魚をとつてはいけない水域は示されました。食ぜんに供しては悪い基準も示されました。しかし、汚染源は発表されてはいないのであります。異常に発達した高度成長のしわ寄せが、漁民という弱い者の犠牲の上に積み重ねられ、それが泣き寝入りのまま済まされてはならないのであります。すでに住民の告発の前に、企業の横暴は許されない情勢となつていてあります。被害のあるところ必ず原因者があります。それは徹底的に究明され、明らかにされなければなりません。そして、事態の深刻さを国民各層に知らせ、対策を立てることこそが必要であります。漁業補償を見

舞い金などの安易な形で妥協するのではなく、漁民補償における法的措置を講ずる必要があると思  
います。(拍手)

て戦っている漁民に対して、すでに二百五十億のつなぎ資金が準備されているとは言いますが、それは単なる申しわけにしかすぎません。前に述べましたように、長期安定した恒久対策とともに、生活補償、損害補償に対する緊急措置についての態度について伺います。

て、総合的、かつ、効果的な対策を強力に推進しておることでございます。すなわち、国民の不安をすみやかに解消するため、魚介類の暫定的基準を設定し、また、被害漁業者に対し、つなぎ融資を行なうことについたしたのであります。

今後、さらに全国的規模の環境調査、関係工場の総点検、問題地域の住民の健康調査、汚染ヘドロの除去事業等、各種汚染対策を強力に実施をしてまいります。

次は、被害者救済及び海の汚染を防止するための対策についての御発言に対してもお答えを申し上げます。

は突き当たっているのであります。これらの犠牲ははかり知れないのであります。汚染魚の識別の方法、検査制度の充実、表示の方法等、安全性確認の方策に緊急な対策を講ずる必要があると思ひますが、その点について伺います。

その四は、汚染源の徹底的な追及と、加害者への補償を行なわせなければならぬということです。 「渡良瀬川沿岸に被害あるは事実なれどもその原因明らかならず」とは、かつて田中正造代議士の質問に対する政府の答弁書の内容であります。すでに一世紀に近い年月を経た今日といえども、その原因究明の本質は変わっていないのであります。

魚をとつてはいけない水域は示されました。食せんに供しては悪い基準も示されました。しかし、汚染源は発表されてはいいないのであります。異常に発達した高度成長のしわ寄せが、漁民といふ弱い者の犠牲の上に積み重ねられ、それが泣きす。

さきにも述べましたように、汚染魚の問題が発生して以来、各地の漁民は出漁を停止し、国の対策に期待しつつ、企業への抗議を続けておりま  
す。高度経済成長の犠牲を一身に受けながら、耐えるだけ耐えてはきたものの、働く場所を失うと、いう追い詰められた状況の中で、いま必死になつ

まず一番目は、有毒物質による汚染に対する行政的措置がとられたかどうかという趣旨の御発言に対してでございますが、水銀、P.C.B.等の有毒物質による魚介類等の汚染問題が広範な海域で発生したことは、まことに遺憾であります。政府としては、水銀等汚染問題の重要性と緊急性にからみ、先般水銀等汚染対策推進会議を設けま

に依存しているといふ現状から、飼料の自給体制は危機に瀕しております。さらに、農業、土壤汚染によって飼料や肉類の汚染が高まり、現在のまま推移すれば供給増は望めないと見通します。加えて、たん白の唯一の供給源である魚の汚染は、今後の食糧対策にきわめて重大な影響を及ぼすものであると考えます。輸入食糧依存の政策は、世界の食糧事情の供給不安定から、国内自給の大方針へと転換しなければならない時期に立ち至っております。きわめて安全な食糧を十分に供給し得る体制の確立は、日本の食糧危機が世界の食糧危機とともに深刻になりつつあるときだけに、声を大にして叫ばなければなりません。

重ねて申し上げます。たん白資源の開発について、その抜本策を最後にお伺いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。（拍手）

を与え、生活水準を引き上げることでございまして、た。四半世紀を経たわが国経済は、世界にもまれな完全雇用を達成し、国民所得も増大をしてまいつたことは御承知のとおりであります。これは国民全体の力であり、世界に誇り得ることであります。第一段階の政治目標はりっぱに達成されたと思うのであります。この経済成長の過程においては、

いて、環境破壊など各種のひずみが生じておることは事実でございます。また、わが国の工業化は百年余に及んでおるのであります。この事実を認識をし、環境破壊の未然防止をはじめ、総合的な環境保全施策を推進してまいりたいと考えます。

わが国の経済力、技術力をもつてすれば公害の防除は実現可能でありますので、学問的にも科学技術の総力を結集して、公害の絶滅と環境保全に万全を期してまいりたいと考える次第でござります。

たん白資源確保のための長期対策につきましては、わが国における食糧需要は、国民所得の増大に伴い着実に増大を続けており、特に、畜産物、大豆、魚介類等のたん白質食品の消費量は年々増大をしておるのであります。このため、国内生産が可能なものは、生産性を高めながら、極力国内でまかなうこととし、輸入に多くを依存する飼料、穀物等につきましては、輸入の安定的確保につとめてまいりたいと考えるのでございます。

また、水産資源の確保をはかるためには、沿岸海域においては、極力漁場汚染防止の措置を講じますとともに、沖合、遠洋においては新漁場開発を促進してまいりたい。

以上。(拍手)

〔國務大臣齋藤邦吉君登壇、拍手〕

○國務大臣(齋藤邦吉君) 今回の暫定基準の設定にあたりましては、わが国における雄威ある専門学者を集めて御検討をいただき、国立衛生試験所の実験、水俣病の研究の結果、あるいはWHOの安全基準、こういったあらうな内外の科学的研究の資料、知見に基づきまして、十分な安全率を見込んでは設定いたしたものでございまして、先ほどお述べになりましたような体内滞留期間、こうした問題等も含めて慎重に検討いたしました。この専門学者の間には、全然意見の相違なく結論を得たものでございます。かようなわけでございまして、しかもこの基準に即応した対策としては、汚染地の魚はこれを排除し、市場に出回らない、こう

いうふうにいたすわけでございますから、この安全部基準設定によつて市場から買う魚は絶対に安全である、かように申し上げることができます。

なお、汚染地域につきましては検査体制を緊急に強化いたしまして、その結果につきましては発表いたし、市場に出回らないようにならましたと考えておる次第でござります。

なお、河川魚につきましては、市場流通性もございませんので、地方の基準におまかせすることとし、マグロの含有しておる水銀につきましては、先ほどお答え申し上げましたが、自然汚染のものでございますので、魚個別についての規制値の設定はいたしません、総量規制、すなわち週間許容量の範囲内においてこれを措置することで十分であると判断いたした次第でござります。

次に、御質問のございました水銀のほかに、その他有害物質を含有する食物を同時に食べた場合の関連についてのお尋ねでございます。

最近の公害等により、P.C.B.あるいはB.H.C.、水銀、カドミウム、こういうふうな人体への影響につきましては、個々についての研究を進めてま

たつおりまして、これらの有害物質については十分に安全率を見込んだ食品の基準の設定を行ない、その安全性を確保することとしておりまます。しかしながら、こうしたあらうの物質の相乗作用につきましては、今後とも研究を推進していくかなければならないと考えておる次第でございまして、今後とも検討を進める考え方でございます。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 有害物質の規制の問題でござりますが、これは公害諸立法を順守するということ、特に、水質汚濁防止法の基準を厳守させるといふことが当分重要であると思います。しかし、有害物質そのものは使用せず、ことを原則にしていま指導、転換をやつております。

(拍手)

〔國務大臣櫻内義雄君登壇、拍手〕

P.C.B.につきましては、代替品による転換をいま実行しておりますが、たゞ、熟媒体の一部だけが本年中まだ使用を認めておりますが、来年以降はこれを禁止いたします。

新幹線のトランクにつきましては、本年度中の出荷を認めますが、それ以後は出荷はもう禁止めいたします。これで大体P.C.B.の使用は終わるわけでござります。

水銀につきましては、代替物がなかなか見つかりませんので、全面的禁止をいま行なうことには困難でございますが、水銀ソーダ工場につきましては、先ほど申し上げましたように、特定水域につい

ては本年中、他の一般水域については四十九年九月、クローズドシステムにこれを転換させる、そうして五十年九月を日程に隔膜法に全部転換させる、いまやつている最中でござります。回収の処理につきましては、水銀等汚染対策推進会議におきましていま対策を練つておるところですが、水俣湾については、本年、埋め立てに着工するという予定でありますし、他の一般河川水域については、本年計画を立てて、来年から浄化事業を実施いたします。

汚染源の究明につきましては、P.C.B.及び水銀について、使用状況、出入りの検査を関係工場ごとに、県と一緒に立ち入り検査をやっておりまして、七月中に結果を取りまとめて発表できる予定でござります。P.C.B.については、七月中旬までに調査を完了する予定でござります。

なお、新しい埋め立て工場立地の問題がございますが、通産省としては、重化学工業化より知識集約型産業にいま転換しつつあります。この観点からも、工場立地法をいま国会に提案して御審議を願つておるところでござりますけれども、自然環境を重視して、そういう観点から工場立地をいろいろ新しく規制していく考え方であります。

(拍手)

○國務大臣(櫻内義雄君) 工藤議員にお答え申し上げますが、まず、汚染魚か汚染魚でないか、この判断をするということは、なかなかむずかしい問題でございます。

そこで、第一には、公害関係諸法の厳正な実施と監視体制の確立をはかることによりまして、漁場汚染を防止する、これに徹底しなければならない

問題でございます。

第一には、汚染漁場と汚染魚種を、これを明確にする。そして汚染魚の流通を防止するため、漁獲の自主規制を講じて、生産者及び消費者の不安解消に最善の努力を尽くす所存でございます。先ほど申し上げましたように、P.C.B.調査については、その能力のあと限り年二回、また、特別な地域について調査をしていく。水銀調査につきましては、全国調査を環境庁でお願いするわけであります。まず、汚染の疑いのある九水域について、徹底調査をしていただく。水銀調査で対処していくわけでございます。

漁業者についての補償問題等について御意見がございました。つなぎ融資のことを申し上げておるのであります。が、私どもは原因者負担の原則といふものを、これを確立しておるわけであります。この原因者を追及していく、その原因者と被害者との間の補償を、これをわれわれとして仲介の労をとっていく。その間にどうしていくのかといふところに、そのつなぎ融資ということで、ただ、これはことばの上から、融資だけじゃないかということになりますが、そうでない。これは原因者がわかれれば元本、利息は見るものである。また、とりあえずのところでも据え置き措置等がございまして、被害者に御迷惑をかけるわけではございませんし、かりに一年たって利息の支払い期が来るならば、それにはそれに対応することを考える、というわけでありますから、これは原因者がわかるまでの措置としては、私は不十分であるということにはならないと思うのであります。

また、農林漁業金融公庫の沿岸漁業經營安定資金の活用とか、現に有している債務については、関係金融機関に対し、貸し付け条件の緩和措置等を講ずるよういたしておるわけでございます。なお、沿岸漁業の対策につきましては、これはもう農林省といたしましては、従来やつておりましたところの沿岸漁場の改良、造成とか、栽培漁業の推進等の施策を、これを講じてまいりたいと思います。

〔國務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(三木武夫君) 工藤議員にお答えをいたします。

第一番に、公害病患者の実態についてお尋ねがございましたが、御承知のように、公害による健康被害救済の特別措置法があるわけであります。この特別措置法によつて、公害病患者を認定いたしておるわけでございます。現在、昭和四十八年の五月末でござりますが、慢性気管支炎等の非特異性の疾患患者——普通の特異性でない患者の数が一万九十九名、それから水俣病等の特異性の疾患患者が八百三十二名、合計一万九百三十名といふのが公害病患者として認定を受けた患者の数でございます。ところが、熊本、鹿児島両県においては、水俣病に対する新規の認定申請患者がござります。これも月末の数字であります。約千名であります。いま新しく認定を申請している患者に対して、最終的にいろいろと精密な検査をいたしております。

また、熊本大学の水俣病研究班によつて、有明町などに水俣病類似の症状を呈する患者が発見されたといふ報告がありまして、有明海の沿岸の住民には少なからぬ不安を与えておるわけでありますから、そういう有明海あるいは八代海、こういふ地域の住民、特に漁民に対しては、一齊に健康調査をいたす考えでございます。そして公害病に悩む人たちの、隠れた患者といふものをなくした

います。なお、たん白資源の確保についてのお尋ねがございましたが、これは先ほど総理からお答えを申し上げたとおりでございます。(拍手)

○議長(河野謙三君) 小平芳平君。

〔小平芳平君登壇、拍手〕

○小平芳平君 私は、公明党を代表いたしまして、ますます深刻化するP.C.B.、水銀等の汚染問題について、総理並びに関係各大臣に若干の質問をいたします。

い。したがつて、そういう問題の水域というものは健康調査をいたしますが、さらに、全国的な環境調査をいまやろうとしておりますから、この環境調査をやつて、問題のあるような地域は健康調査も行なう。そういうことで、公害病患者の隠れ患者がいないよな努力を今後いたしていきたいた所存でございます。

また、ヘドロの処理についてお話をございましたが、これは、どうしてもヘドロは処理しなければいけない。そうでなければ、汚染の禍根は断たれないわけでありますから、いま、全國的な環境調査を行なうとともに、そしてヘドロの調査もやられたるかを調査をして、一方においてはヘドロの除去基準といたものを設けたい。暫定的な基準を設けたい。その基準に照らして、この公共水域はその基準をこえるようなヘドロがあるというところは、これは大仕事でありますけれども、どんなに経費がかかっても除去したい。これは除去しなければ汚染源は断たれないわけでありますから、ヘドロの処理をいたす。早いところは、水俣では今年からかかる所存でございます。封じ込め

「漁民、専用港を封鎖、水銀汚染禍山曹達」「有明海の漁民デモ、補償求め海と空から」等々と、日本列島はまさしく公害列島と化してしまいました。漁民にとっては、何百年来生活をしてきた海と魚を公害に奪われ、とれた魚も値下がりしたり、全然売れなくなつて凍結されたりしております。さらに、町の鮮魚商さんは売り上げが激減し、一般市民は魚を食べてよいのか悪いのか、不安な毎日を送っております。

田中総理、あなたが通産大臣のときも、私は幾度か公害問題を取り上げて質問をいたしました。国会では数多くの法律が制定されたにもかかわらず、わが国の公害はますます深刻化していく現状について、総理はどのような認識を持っておられますか。漁民たちが、もはやたよりになるものはない」と見て、実力で港を封鎖したり、工場の排水口を実力でふさいでしまわなければならなくなつたという今日の姿を、総理はどのように理解しているのか、率直な御見解を伺いたいのであります。

通産大臣は先ほどの答弁で、こうした汚染物質の企業に対し、操業停止はしないと言つております。しかし、佐賀閻をはじめ各地で、住民の実力行使によって企業は操業を中止している現状ではあります。

通産大臣は先ほどの答弁で、こうした汚染物質の企業に対し、操業停止はしないと言つております。しかし、佐賀閻をはじめ各地で、住民の実力行使によって企業は操業を中止している現状ではあります。しかし、佐賀閻をはじめ各地で、住民の実力行使によって企業は操業を中止している現状ではあります。しかし、佐賀閻をはじめ各地で、住民の実力行使によって企業は操業を中止している現状ではあります。

い。したがつて、そこ公害絶滅と取り組む考えはない。現代の文化は、自然を人間に従属させ、人間の欲望は限りなく自然を破壊してきた。すなわち、現代社会の繁榮は、欲望追求の文明によつてもたらされたものであります。しかし、それは人間のために自然を、現在のために未来を犠牲にした繁榮であり、いつかはくずれる幻の繁榮にすぎません。したがつて、近年になり、物質文明や経済のためどもない成長に疑問を持ち、自然と人間の調和こそ第一に求められなくてはならないことに大多数の人々が気がついております。田中総理は、この調和をどこに求めようとしているのか、お伺いしたいのです。

伝統的な資本主義社会のアメリカにおいても、土地は商品でない、土地は社会生活に必要なものとの思想が高まつてきております。このために、いかに達成するかが先決条件となるべきはずではあります。

田中総理は先ほどの答弁で、こうした汚染物質の企業に対し、操業停止はしないと言つております。しかし、佐賀閻をはじめ各地で、住民の実力行使によって企業は操業を中止している現状ではあります。しかし、佐賀閻をはじめ各地で、住民の実力行使によって企業は操業を中止している現状ではあります。しかし、佐賀閻をはじめ各地で、住民の実力行使によって企業は操業を中止している現状ではあります。

そこで、そのほかにも、地方自治体で政府の認定を得られないで独自の救済事業を実施しているところもたくさんございます。しかも公害病認定患者の中には、カネミ油症患者や砒素ミルク中毒事件の被害者は含まれておりません。

田中総理の言う日本列島改造、それは、まず第一段階で現在の公害を徹底的に絶滅するところから出発しなければなりませんか。工場の地方分散、高速道路や新幹線の建設などといふ甘い夢を描いているときではありません。いまこそ公害絶滅と取り組む考えはない。現代の文化は、自然を人間に従属させ、人間の欲望は限りなく自然を破壊してきた。すなわち、現代社会の繁榮は、欲望追求の文明によつてもたらされたものであります。しかし、それは人間のために自然を、現在のために未来を犠牲にした繁榮であり、いつかはくずれる幻の繁榮にすぎません。したがつて、近年になり、物質文明や経済のためどもない成長に疑問を持ち、自然と人間の調和こそ第一に求められなくてはならないことに大多數の人々が気がついております。田中総理は、この調和をどこに求めようとしているのか、お伺いしたいのです。

伝統的な資本主義社会のアメリカにおいても、土地は商品でない、土地は社会生活に必要なものとの思想が高まつてきております。このために、いかに達成するかが先決条件となるべきはずではあります。

田中総理は先ほどの答弁で、こうした汚染物質の企業に対し、操業停止はしないと言つております。しかし、佐賀閻をはじめ各地で、住民の実力行使によって企業は操業を中止している現状ではあります。しかし、佐賀閻をはじめ各地で、住民の実力行使によって企業は操業を中止している現状ではあります。



こうでぐることはまた事実なのでござります。その意味で、生産が人間の生活環境を守ることが先かといふと、生産は必要であります。しかし、生産はあくまでも人類の生活向上への手段でなければならぬわけでありますので、公害といらむるな、生産の過程によって起り得る、また起るものではあります。全世界の英知を傾け、人類の学問的、科学的、技術的力を結集することによつてこれらは十分排除できるのでございまして、政府は全力を傾けてまいりたい、こう考へるのであります。でありますから、生産と生活の向上と公害防除の三つの問題を十分果たし得るよう実をあげてまいりたい、これが政府の所見であります。(拍手)

〔國務大臣三木武夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(三木武夫君) 小平議員にお答えをいたします。

私は対しては岳南排水路、田子の浦港の汚染について御質問があつたわけでございますが、田子の浦港はたいへんに問題のある個所でありますから、環境基準上のせして排水の規制を行なつておるわけでござります。静岡県としても、最近はたいへんにきびしい態度を工場に対してとつておるわけであります。監視体制も静岡県は強化してまいりて、夜間の立ち入り検査を含めて、違反の事実があれば操業の停止、改善命令等も出しておるわけでござります。六月には、大昭和製紙吉永工場に対して操業の停止を命じたわけでござりますから、政府としては、このような静岡県のきびしい態度を支持していきたいと思つております。環境庁自身としても、工場の排水に対する監視の体制といふものは特に今後強化をしてまいりたいと思つておりますが、とにかく静岡県のこゝいうきびしい態度を支持して、今後とも、工場排水と

いうものがいろんな公害を起こすような原因をつなげましたが、とにかく静岡県のこゝいう

くらよいように指導してまいりたい。公害をつなげたままの時代ではないということをござります。

(拍手) 〔國務大臣江崎真澄君登壇、拍手〕

○國務大臣(江崎真澄君) 水質汚濁防止法の違反につきましては、悪質な事犯を重点として積極的に取り締まっております。

くらよいように指導してまいりたい。公害をつなげたままの時代ではないということをござります。

〔國務大臣齊藤邦吉君登壇、拍手〕

○國務大臣(齊藤邦吉君) 今回の暫定基準の設定は相当きびしいものがあるのでございまして、国立衛生試験所のいままでのいろいろな実験、ある基準等を十分頭に描きながら、わが国の権威のある専門学者を集めまとめてまとめてございました。過去において PCB を使つたコンデンサー等が家電製品にかなりございました。しかし、コンデンサーは密閉型でございまして、使つている限りは外には漏れないことになつております。そうして量にいたしましても、総使用量の一%程度であります、かなり量としては少ない量でござります。これらの廃棄物の処理等については、御答弁申し上げましたように、家電製品別に、工場別に、品目別に膨大なりストをいまつくりつております。これがあと二、三週間かかります。それで、これができましたら、市町村と連絡いたしまして、その製品をそり分けてこれを特別に処理する方法をいま考究中でござります。PCB 処理協会といふようなものをつくって、それ

に専門的に処理させるといふこともいま検討しておるところでござります。

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 水銀の使用量の問題が第一点でございますが、この点につきましては、先ほど御答弁申し上げましたとおり、いま現地立ち入り検査をやつております。六月中に現地調査を終り、七月中に結果を取りまとめて公表したいと思っております。PCB については、七月月中旬までに調査を完了する予定でござります。

なお、クローズドシステムに努力する日程を申

し上げましたが、隔膜法に全面的に転換するのに

なぜ時間がかかるかと申し上げますと、第一は日

本に国産技術がないわけでござります。それで外

に国技術を導入することをいまいろいろ手当をし

ますと、ことしの秋のうちに全部切りかえを完了す

るという報告でござります。(拍手)

〔國務大臣齊藤邦吉君登壇、拍手〕

○國務大臣(齊藤邦吉君) 今回の暫定基準の設定は相当きびしいものがあるのでございまして、国立衛生試験所のいままでのいろいろな実験、ある基準等を十分頭に描きながら、わが国の権威のある専門学者を集めまとめてまとめてございました。過去において PCB を使つたコンデンサー等が家電製品にかなりございました。しかし、コンデンサーは密閉型でございまして、使つている限りは外には漏れないことになつております。そうして量にいたしましても、総使用量の一%程度であります、かなり量としては少ない量でござります。これらの廃棄物の処理等については、御答弁申し上げましたように、家電製品別に、工場別に、品目別に膨大なりストをいまつくりつております。これがあと二、三週間かかります。それで、これができましたら、市町村と連絡いたしまして、その製品をそり分けてこれを特別に処理する方法をいま考究中でござります。PCB 処理協会といふようなものをつくって、それ

に専門的に処理させるといふこともいま検討しておるところでござります。

次に、PCB 入りのコンピューターの輸入禁止

の問題でございますが、国産品のコンピューター

は昨年三月に使用を中止いたしました。外国品に

つきましては、同じく昨年三月以降、日本機械輸

入協会及び輸入会社に、回収処理体制を確保し得

る場合を除いては輸入を中止させる、いまそろい

うように行政指導をしております。なお、一部輸

入コンピューターで PCB コンデンサーを使用し

ておるものもござりますが、これはレンタル販売

を通じてユーザーが特定しておりますので、回収

足があります。田中内閣総理大臣。

換する場合には、ボイラーをかなり増設する必要がありまして、その場合に大気汚染の問題等も出でまいりまして、それらとの関係をいろいろ考慮しつつ、五十年九月を目途に全面的に転換するよ

うに努力していく、こういう考え方立てるお

われでござります。

〔國務大臣齊藤邦吉君登壇、拍手〕

○國務大臣(齊藤邦吉君) これまでございました。

そこで、県当局も非常に熱心であります

が、県当局と十分連絡を現在とりながら、中にき

わめて悪質と目されるのが、これは数社あります

。したがつて、厳重に検査中であります。これらについては間もなく結論を得たいというふうに考えております。

それから御参考までに申し上げますと、昨年七

月に水質汚濁防止法、これが効果いたしまして以

来、書類送付をいたしましたのは四十四件ありま

す。それから本年の五月末まで四十一工場、四十

件を数えておりますが、悪質なものほどどんどん

取り締まる、厳重に取り締まるという態度で臨み

たいと考えております。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 水銀の使用量の問題

が第一点でございますが、この点につきましては、

地立入り検査をやつております。六月中に現

地調査を終り、七月中に結果を取りまとめて公

表したいと思っております。PCB については、

七月月中旬までに調査を完了する予定でございま

す。

なお、クローズドシステムに努力する日程を申

し上げましたが、隔膜法に全面的に転換するのに

なぜ時間がかかるかと申し上げますと、第一は日

本に国産技術がないわけでござります。それで外

に国技術を導入することをいまいろいろ手当をし

ますと、ことしの秋のうちに全部切りかえを完了す

るという報告でござります。(拍手)

〔國務大臣河野謙三君) 内閣総理大臣から答弁の補

足があります。

田中内閣総理大臣。



りますか。事は厚生省だけの問題ではありません。以上について総理並びに厚生大臣の見解をお伺いします。

次に総理にお尋ねします。

私たちが暮らしているこの社会は、お互いの暗黒の信頼関係の上に成り立っています。電車に乗れば、安全な運行については、運転手をはじめとした関係者を信頼して一切をゆだね、魚屋の店頭にある魚についても多くの心配しようとはいたしません。しかし、今回の政府の態度は、この信頼関係を全国的に脅かす結果になつたのですございませんか。なぜなら政府は、政府の許容基準を守つていてもなお魚が危険であることを国民に教え、国民がみずから健康をみずから守ることを求めてからであります。このことに対し、政治の最高責任者としてどう判断しておいでですか伺います。

次に、今後の汚染水域対策について、総理の基本的な構想をお伺いしたいと思います。

過去の農薬使用がもたらした水銀の蓄積を考えると、対策も広域にわたる取り組みが必要であります。また、今後の排出規制について、今年末、あるいは来年九月までに、クローズドシステムに転換する方向と伝えられておりますが、この程度の取り組みで、すでに不安と不信に色どられました。国民感情が解消するであります。この際、思い切って関係企業の全操業を停止し、汚染水域の浄化事業を国の事業として実施すべきだと思いますが、総理並びに環境庁長官の御見解を伺います。

次に農林大臣にお尋ねします。

端的にお伺いしますが、漁民及び魚介類販売業者は、加害者なのであります。被害者なのであります。また、こうむった損失の補償と責任の所在についていかがお考えでございますか。

また、今後のたん白資源の国際的需給見通しとの関係で、どのような漁業政策を進めていかれるのか、御所見を伺います。

次に通産大臣にお尋ねします。

りますか。事は厚生省だけの問題ではありません。以上について総理並びに厚生大臣の見解をお伺いします。

私たちが暮らしているこの社会は、お互いの暗黒の信頼関係の上に成り立っています。電車に乗れば、安全な運行については、運転手をはじめとした関係者を信頼して一切をゆだね、魚屋の店頭にある魚についても多くの心配しようとはいたしません。しかし、今回の政府の態度は、この信頼関係を全国的に脅かす結果になつたのですございませんか。なぜなら政府は、政府の許容基準を守つていてもなお魚が危険であることを国民に教え、国民がみずから健康をみずから守ることを求めてからであります。このことに対し、政治の最高責任者としてどう判断しておいでですか伺います。

次に、今後の汚染水域対策について、総理の基本的な構想をお伺いしたいと思います。

過去の農薬使用がもたらした水銀の蓄積を考えると、対策も広域にわたる取り組みが必要であります。また、今後の排出規制について、今年末、あるいは来年九月までに、クローズドシステムに転換する方向と伝えられておりますが、この程度の取り組みで、すでに不安と不信に色どられました。国民感情が解消するであります。この際、思い切って関係企業の全操業を停止し、汚染水域の浄化事業を国の事業として実施すべきだと思いますが、総理並びに環境庁長官の御見解を伺います。

次に農林大臣にお尋ねします。

端的にお伺いしますが、漁民及び魚介類販売業者は、加害者なのであります。被害者なのであります。また、こうむった損失の補償と責任の所在についていかがお考えでございますか。

また、今後のたん白資源の国際的需給見通しとの関係で、どのような漁業政策を進めていかれるのか、御所見を伺います。

次に通産大臣にお尋ねします。

企業にとって操業の一時停止はややしい大事と感じられるであります。しかし、企業が、言わざるとく社会の公器であるとすれば、正当な補償のもとに操業停止という手段を活用すべき時期にきていると思いますが、いかがでしょうか。

また、資源産業及び資源関連産業について、資源多消費型産業構造を改め、公害を抑制するため、生産量及び生産物の利用に立ち入った公共管理を徹底すべきだと思いますが、御見解を承りました

最後に、総理並びに環境庁長官にお伺いをいたします。

私は、魚介類の水銀汚染の問題にしばって質問してまいりました。しかし、P.C.B.汚染の問題も含めて、事が万事であります。この高度に発達した社会において、国民一人一人がみずから守り得る分野は決して広いものではありません。自分の守備範囲を越えた、より多くの働きを政治に期待したとしても当然であります。この意味で、国民の切実な願いは、人並みに働いていれば人並みのしあわせが約束される世の中につくることだと考えて、大きな間違いはござりますまい。しかし、現実は、衣食住のうち住すなわちマイホームの夢は、地価の高騰によつてむざんにも打ちくだかれ、いまや、食にまで不安が及ぼうとしております。これまで国民は黙々として働き、いつかはよくなるだろうと思ひながら待ちわびてまいりました。しかし、現実は、衣食住の三つのうちで、二つまでがだめになりつつあります。

一休、今後政府はどうしていくつもりなのか、待ちわびてきた国民の待つ身のつらさをどのように理解しておいでなのか、総理並びに環境庁長官の御見解をお伺いして、質問を終わります。

(拍手)

〔國務大臣田中角栄君登壇、拍手〕

○國務大臣(田中角栄君) 栗林卓司君にお答えをいたします。

第一は、魚介類に含まれる水銀の暫定許容基準についてです。

最後は、汚染水域対策についてでございますが、有害物質の排出については、水質汚濁防止法により、きびしく規制をいたしておることは御承知

を発表した真意、国民の不安を解消するため何をするつもりかとの趣旨と解しましたが、今回、政府は魚介類の水銀の暫定基準を発表いたしましたが、これは国民生活にとって最も重要な食生活の安定性に対する国民の強い期待にこたえたものであります。したがいまして、規制値を上回る魚介類が流通市場に入らないよう検査体制を強化することとなし、特に汚染のおそれのある水域の魚介類については重点的に検査を行ない、その結果についても公表するなど、食生活の不安を解消するため万全の措置を講じてまいりたいと考えております。

次は、國民はきょうまで信頼できる対策の実施を待ちわびておるがと、いう趣旨の御発言でござりますが、水銀、P.C.B.等の環境汚染に見られるように、科学技術は、プラスの効用と同時に、社会的に悪いがけない悪影響を及ぼす場合があることを強く認識する必要がござります。こうした認識に立ちまして、科学技術のもたらす環境破壊等の悪影響を未然に防止するためには、新技術、新物質の開発にあたつて、その技術、物質がもたらす効用と影響を事前に予測、評価するという、いわゆるテクノロジー・アセスメントの考え方を各方面に適用していくべきであると考えておるものであります。

なお、公害研究所は今年度中には発足をいたしましたが、大学にも公害防止技術に関する学科の新設を行なうとともに、広範な研究を進めるための民間機関として、公害学会のごときものを設置してはどうかというようなことについても検討を進めてまいりたいと、こう考えておる次第でござります。

○國務大臣(田中角栄君) 栗林卓司君にお答えをいたします。

第一は、魚介類に含まれる水銀の暫定許容基準

のとおりでございます。汚染された水域のヘドロはすみやかに除去して、水域の浄化をはからなければならぬと考えております。水銀につきましては、近く設定される暫定除去基準に従いまして、すみやかに封じ込め、埋め立てなどの対策を講じていいことといたしたいと考えております。また、P.C.B.につきましては、さきに指示をした暫定期にきていましたが、いかがでしょうか。

また、資源産業及び資源関連産業について、資源多消費型産業構造を改め、公害を抑制するため、生産量及び生産物の利用に立ち入った公共管理を徹底すべきだと思いますが、御見解を承りました

私は、魚介類の水銀汚染の問題にしばって質問してまいりました。しかし、P.C.B.汚染の問題も含めて、事が万事であります。この高度に発達した社会においては、国民の強烈な期待にこたえたものが、これは国民生活にとって最も重要な食生活の安定性に対する国民の強い期待にこたえたものであります。したがいまして、規制値を上回る魚介類が流通市場に入らないよう検査体制を強化することとなし、特に汚染のおそれのある水域の魚介類については重点的に検査を行ない、その結果についても公表するなど、食生活の不安を解消するため万全の措置を講じてまいりたいと考

えております。

次は、國民はきょうまで信頼できる対策の実施を待ちわびておるがと、いう趣旨の御発言でござりますが、水銀、P.C.B.等の環境汚染に見られるように、科学技術は、プラスの効用と同時に、社会的に悪いがけない悪影響を及ぼす場合があることを強く認識する必要がござります。こうした認識に立ちまして、科学技術のもたらす環境破壊等の悪影響を未然に防止するためには、新技術、新物質の開発にあたつて、その技術、物質がもたらす効用と影響を事前に予測、評価するという、いわゆるテクノロジー・アセスメントの考え方を各方面に適用していくべきであると考えておるものであります。

なお、公害研究所は今年度中には発足をいたしましたが、大学にも公害防止技術に関する学科の新設を行なうとともに、広範な研究を進めるための民間機関として、公害学会のごときものを設置してはどうかというようなことについても検討を進めてまいりたいと、こう考えておる次第でござります。

○國務大臣(田中角栄君) 栗林卓司君にお答えをいたします。

第一は、魚介類に含まれる水銀の暫定許容基準

のとおりでございます。汚染された水域のヘドロはすみやかに除去して、水域の浄化をはからなければならぬと考えております。水銀につきましては、近く設定される暫定除去基準に従いまして、すみやかに封じ込め、埋め立てなどの対策を講じていいことといたしたいと考えております。また、P.C.B.につきましては、さきに指示をした暫定期にきていましたが、いかがでしょうか。

また、資源産業及び資源関連産業について、資源多消費型産業構造を改め、公害を抑制するため、生産量及び生産物の利用に立ち入った公共管理を徹底すべきだと思いますが、御見解を承りました

私は、魚介類の水銀汚染の問題にしばって質問してまいりました。しかし、P.C.B.汚染の問題も含めて、事が万事であります。この高度に発達した社会においては、国民の強烈な期待にこたえたものが、これは国民生活にとって最も重要な食生活の安定性に対する国民の強い期待にこたえたものであります。したがいまして、規制値を上回る魚介類が流通市場に入らないよう検査体制を強化することとなし、特に汚染のおそれのある水域の魚介類については重点的に検査を行ない、その結果についても公表するなど、食生活の不安を解消するため万全の措置を講じてまいりたいと考

与えないように説明をいたしてまいりたいと考えております。

そこで問題は、汚染されておるおそれのある魚を市場に出回らないようにする、これが何といつても根本でございまして、全国の各流通市場における魚介類について監視を一そく強化充実する、汚染地域の生産市場はじめ各市場における検査を行ない、基準を越える魚介類を市場から排除することともに、検査結果をすみやかに公表することなどいたしまして、安全性を国民の前に明らかにしてまいりたいと考えておるわけであります。こうすることによって、暫定規制値以上の魚類が市場に出ることのないよう努力をいたしてまいります。

そこで、汚染地におきましては、都道府県、市の保健所が全面的に努力をいたしまして、乳幼児あるいは妊産婦、こういう方々についての食生活の指導については厳重にやってまいり、安全を確保いたしてまいりよういたしたいと考えておる次第でございます。(拍手)

○國務大臣(三木武夫君) 栗林君にお答えをいたします。

水銀、P.C.B.等の有害物質が国民生活に非常な不安を与えておる、たいへん遺憾なことであります。しかし、公共水域の汚染という現実があるということではあります。これに立ち向かうということが、今日の最大の課題である。そのためには、私は先ほどもお答えいたしましたが、全国的に環境調査をやろう、だから水質から底質、魚介類、プランクトン、これの全般的な環境調査をやつて、しかもヘドロ等の、これを除去する基準というものを作りたい。その基準に照らして環境調査をやつて、基準を越えるところのヘドロはそれを除去しなければ汚染の禍根は断てないわけでありますから、汚染の原因であるヘドロを処理する。早いところは、水保は今年度からやりたいと

申しておるわけでございます。〔「たい」じゃないか」と呼ぶ者あり〕やるということであります。水俣は今年度から着工するということであります。

そうしてまた今後よろざないようにななければいかぬ。そのためには、有害物質の製造禁止とか、あるいはまたクローズドシステム、あるいはまた排出物に対する規制の強化、これ以上よろざぬという措置を講じていきたい。その上へもつてきて、さらに美しいよい環境をつくるための浄化の措置がとられなければならない。そのためには、今後の開発は、事前に環境の保全というものを前提にしてアセスメントをやりたい。開発をしてからあとから環境の保全が追つついしていくのではなく、もう元に返らない。ですから、環境の保全ということを前提にして開発が行なわれるようならわれわれがあの敗戦のどん底から、今日のようないふものに対処していきたい。

この今日の不安の原因である公共水域の汚染といふものに対処していきたい。この日本の不安の原因である漁業の保全が、これはもう元に返らない。ですから、環境の保全といふことを前提にして開発が行なわれるようにな日本を築いたエネルギー、英知、これで公害の防止に取り組めば、必ず公害問題は解決をできる、こういふ確信でございます。(拍手)

〔國務大臣(櫻内義雄君)登壇、拍手〕

○國務大臣(櫻内義雄君) 漁民及び魚介類販売業者には加害者なのか被害者なのか、端的に答えると、こういうことでございました。これらの方々が、汚染の原因とは何ら関係もなく、漁獲の規制、魚価の暴落、売り上げの減少により大きな被害を受けたおるということはきわめて遺憾であり、御同情にたえないところでございます。被害者に對しましては、原因者負担の原則によりましに立つて、現在、産業構造の知識集約化を基調とする省資源、省エネルギー施策の実現につとめております。公害等の点も十分考慮いたしまして、一方、国内的には、現在御審議願つております工場立地法を運用いたしまして、国内における工場立地を厳重に規制すると同時に、海外におきましては、海外における中間精錬や中間処理等も考慮いたしまして、日本の国内における公害問題を根

ねでございました。

水産物が、昭和四十六年で見まして、国民の動

物性たん白質消費量の五二・四%を供給してお

る。四十七年における生産量が千七万トンに達し

ておるということを考えますときに、国民に

とっての非常に重要な動物性たん白質の給源であ

ると思ひます。そこで、沿岸漁場の環境安全をは

かりますとともに、漁場の造成、改良、栽培漁

業、沖合い、遠洋における新漁場の開発の促進等の施策を講じまして、この動物資源の確保につとめてまいりたいと思います。(拍手)

○國務大臣(中曾根康弘君) 採業中止の問題でございますが、電解苛性ソーダ工場、その他問題になつておる工場について、水質基準を順守させておりまして、水質汚濁防止法の基準を順守している限り、それをいま直ちに操業を停止させるという考えはございません。しかし、政府としては、特定水域について九月末を目途に、いま汚染の有無あるいは汚染原因の究明等をやつておりますが、その結果によりまして、われわれは次の対策を検討したいと考えております。

第二に、資源多消費型の産業構造を根本的に改めて、産業に対する公共管理を強化すべきではないかという御指摘でございます。

産業構造の省資源、省エネルギー化は、今後の経済運営の最重要課題の一つと考えておりまして、この基本姿勢は、先に閣議決定した経済社会基本計画においても明らかにしておるところでございます。政府としましては、この基本的考え方による対応として、現在、産業構造の知識集約化を基調とする省資源、省エネルギー施策の実現につとめております。公害等の点も十分考慮いたしまして、一方、国内的には、現在御審議願つております工場立地法を運用いたしまして、国内における工場立地を厳重に規制すると同時に、海外におきましては、海外における中間精錬や中間処理等も考慮いたしまして、日本の国内における公害問題を根

本的に解決する方法を講じていきたいと考えております。(拍手)

○副議長(森八三一君) 渡辺武君。

○渡辺武君(渡辺武君登壇、拍手) 私は、日本共産党を代表して、総理並びに関係大臣に緊急の質問をいたします。

今日、漁業関係者と沿岸住民、さらには全国人民をまで重大な不安におとしいれている魚介類の深刻な汚染の根本の原因が、長年にわたる大企業の奉仕する歴代自民党政の高度成長政策にあることは議論の余地のないところであります。ところが、総理大臣は、衆議院での答弁の中でも、今日の事態を招いた自民党政の責任について一かけらの反省のことばさえ述べておりません。それのみか、日本列島改造計画など大企業奉仕の高度成長政策を引き続き進めることを公言するあります。無責任さわまりない政治姿勢と言わなければなりません。総理には、今日の事態が、みずから引き起こした公害のおそるべき深刻化であり、国民の最大のたん白源をおかす全国的な汚染であり、全國民の健康が重大な危険に見舞われていることであることがおわかりにならないのか。総理の耳には、大企業の手によって水俣病で殺された八十三人の方々と、生きたまま年ごとにしあばねとされたある六百七十名をこえる認定患者の方々の、いや、いまでは同じ危険に直面させられている全国民の声が届かないのか。総理は、このような事態をもたらした自民党政の積年の政治責任をどう考えておられるのか。また、すべての犠牲者とすべての国民にいまこそ率直に謝罪し、経済政策を国民福祉優先に根本的に転換して、日本列島改造計画などの大企業奉仕の高度成長政策をやめるべきであり、これこそ政治家としてのまじめな態度であると思うが、総理の明確な答弁を求めるものであります。

特にいま、わが国の国民が直面しているもの

は、どんな国にも例がないほどに親しみ、常食としてきた魚介類の全面的な汚染であり、それゆえに国民の生命を脅かす危険があります。ところが、厚生省がさきころ発表した許容基準なるものは、水俣病の実態を最も熟知した権威ある学者からも、厚生省の生命を脅かす危険であります。ところが、厚生省がさきころ発表した許容基準なるものが、批判が少しでもやわらぐなら、子供たちが生けるしかばねになつてもかまわないと考えておられるのか。

しかも政府は、このずさんな許容基準に基づいて、しかも、現在流通している魚の十分な調査もせずに、きのう、安全宣言なるものを発表し、ほんの数日前の発表の三倍以上の量の魚を食べてくださいよぶと言い出す始末であります。政府は、全国の集荷市場と必要な水揚げ地で十分な汚染調査を、自治体まかせではなく、国の責任で継続して行ない、汚染魚介類の出回りを厳重に防ぐべきであります。また、このための国の調査機関、特にその施設と人員の現状はどうなつてゐるのか。厚生大臣と環境庁長官の答弁を求めるものであります。

国民がいま切実に求めているものは、このようないかがわしい許容基準ではありません。厚生大臣は、アメリカ、スウェーデンなどの許容基準よりもきびしいなどと答弁しておられます。たは、日本の国民が、これらの国よりもはるかに多量の魚を常食としていることを御存じないのであるが、大半は、すべての魚介類について、科学的安全基準を設定すべきであり、その審議に、日本根拠があり、食品衛生法に基づいて規制力のある安全基準を設定すべきであり、その審議に、日本学術会議や消費者と漁民などの推薦する科学者を加え、審議経過と全資料を公表すべきであると思ふが、あわせて答弁を求めます。

的実施することが必要であります。また、全国の沿岸漁場に徹底した汚染調査を国の責任で行ない、さらには汚染水域の浄化、漁場の回復を徹底的に行なう体制をとるべきであります。そのような考えがおありかどうか、御見解を求めます。

また、今回の事態で特に大きな打撃を受けている漁民、魚市場の仲買い、小売り商、すし屋さんなど、関連企業に従事する者の救済もまた緊急に必要であります。政府は、天災融資などによるつなぎ融資を行なうと答弁しておりますが、これでは十分ではありません。政府は、財産被害を含め、すべての損害を公害企業に負担させること、また、公害企業が特定できるまでは、生活費、生業資金、転業資金などを含め、被害者の生活と営業を完全に補償するよう、立てかえ払い制度を行なう緊急措置をとるべきであると思うが、農林大臣並びに通産大臣の見解を求めてます。

次に、私は、総理大臣と通産大臣にきびしく指摘しなければなりません。それは、以上のよくなき国民の大きな犠牲をしり目にかけながら、今日この公害の元凶である大企業が、依然として有害物質のたれ流しを続けているという横暴な態度についてであります。通産大臣は、水銀などの使用にクローズドシステムを採用させ、水銀を原料とする苛性ソーダの製法を転換するなどと宣伝しておられます。しかし、そのクローズドシステムの採用され、向こう一年間の猶予期間を与え、その間に、総量規制のない現在の水質汚濁防止法のしり抜けの許容基準によつて、事实上この有害物質たれ流しを許していることは、国民の絶対に許すことのできないことであります。政府は、有害物質の排出を即座に厳禁し、厳重に監視すべきであつて接するより公害企業を指導すべきであります。

大企業奉仕の田中内閣に、その誠意がおありか、明確な答弁を求めます。

の公害対策が何の効果もなかつたこと、これを根本的に転換することこそが急務であることを物語るものであります。わが党は、以前から、公害は企業の責任で、発生源で嚴重に防止し、特に危険物質の排出は絶対に許すべきではないこと、財産被害を含むすべての公害被害を企業の負担で完全に補償すべきこと、公害防止活動に関係住民を参加させ、自治体の権限を一そら強化することなどをおもな内容とした、徹底した科学的な公害対策を発表しておりますが、今日の現実は、このわが党の政策を全面的に実施することこそ根本的な解決の道であることを明白に示しております。総理は、わが党がすでに国会に提出している、以上のような内容を盛り込んだ公害関係法の抜本的な改正案を真剣に検討し、採用すべきであり、これがこそが国民の要求に真にこたえる道であると思うが、どうか。また、もし採用しないとするなら、年ごとに激化する公害を防ぐどのような対策によって国民に責任を果たさうとされるのか、明確な答弁を求めて、私の質問を終ります。（拍手）

る有害物質は極力使用しないことが望ましいことを  
除いて完全に使用を中止させ、安全な代替物質へ  
の転換を進めておるのであります。また、水銀につきましては、クローズドシステム化の推進、電  
解法ソーダの隔膜法への転換等について企業を強  
力に指導し、汚染が進まないよう万全の措置を講  
じてまいります。また、監視測定体制の整備、拡  
充につとめてまいりたいと考えております。  
次は、工場閉鎖と被害漁業者に対する対策等、  
広範な御質問でございましたが、水銀等の有害物  
質の排出につきましては、水質汚濁防止法により  
厳重な規制が行なわれており、水質基準を順守し  
ておる工場に対しては、操業を停止させる等の措  
置を講ずることは考えておらないわけでありま  
す。  
なお、被害漁業者及び水産業協同組合に対しま  
しては、その生活資金及び経営資金につきまし  
て、天災融資法に準じ、緊急つなぎ融資を行なう  
ことなどいたしておりますことは間々申し上げてお  
るとおりでございます。国は、利子補給につき高  
率の助成を行ない、漁業者等の救済措置を講ずる  
所存であります。  
なお、原因者が明確になりましたときには、原  
因者負担の原則によつてその経費を支弁させること  
にいたしたいと考えておるのでござります。  
共産党提案の公害関係諸法案についてといふよ  
うな趣旨の御発言でございましたが、政府は、昭  
和四十五年のいわゆる公害国会におきまして、公  
害対策基本法外十四法律を改正するなど、公害関  
係法制の抜本的体系化を行ない、事業者責任の明  
確化や、地方公共団体の権限の強化など、その充  
実をはかってまいりましたことはすでに御承知の  
とおりでございます。  
公害対策基本法につきましては、現行規定の運  
用により十分対処し得るものであり、現在のこと

特に、漁業関係者と汚染地域の全住民の健康調査は急務であり、さらに、人体の汚染調査を全国

的実施することが必要であります。また、全国の沿岸漁場に徹底した汚染調査を国の責任で行ない、さらには汚染水域の浄化、漁場の回復を徹底的に行なう体制をとるべきであります。そのよりな考えがおありかどうか、御見解を求めます。

また、今回の事態で特に大きな打撃を受けている漁民、魚市場の仲買い、小売り商、すし屋さんなど、関連企業に従事する者の救済もまた緊急に必要であります。政府は、天災融資などによるつなぎ融資を行なうと答弁しておりますが、これでは十分ではありません。政府は、財産被害を含め、すべての損害を公害企業に負担させること、また、公害企業が特定できるまでは、生活費、生業資金、転業資金などを含め、被害者の生活と営業を完全に補償するよう、立てかえ払い制度を行なう緊急措置をとるべきであると思うが、農林大臣並びに通産大臣の見解を求めます。

次に、私は、総理大臣と通産大臣にきびしく指摘しなければなりません。それは、以上のような国民の大きな犠牲をしり目にかけながら、今日この公害の元凶である大企業が、依然として有害物質のたれ流しを続けているという横暴な態度についてであります。通産大臣は、水銀などの使用にクローズドシステムを採用させ、水銀を原料とする前時代ソーダの製法を転換などと宣伝しておられます。しかし、そのクローズドシステムの採用さえ、向こう一年間の猶予期間を与え、その間、総量規制のない現在の水質汚濁防止法のしり抜けの許容基準によつて、事實上この有害物質のたれ流しを許していることは、國民の絶対に許すことのできないことであります。政府は、有害物質の排出を即座に厳禁し、厳重に監視すべきであります。また、被害を受けた漁民に対し、誠意を持つて接するよう公害企業を指導すべきであります。大企業奉仕の田中内閣に、その誠意がおありか、明確な答弁を求めます。

最後に、總理に伺います。

以上に述べた現在の深刻な事態は、また、政府

の公害対策が何の効果もなかつたこと、これを根本的に転換することこそが急務であることを物語るものであります。わが党は、以前から、公害は企業の責任で、発生源で嚴重に防止し、特に危険物質の排出は絶対に許すべきではないこと、財産被害を含むすべての公害被害を企業の負担で完全に補償すべきこと、公害防止活動に関係住民を参加させ、自治体の権限を一そら強化することなどをおもな内容とした、徹底した科学的な公害対策を発表しておりますが、今日の現実は、このわが党の政策を全面的に実施に移すことこそ根本的な解決の道であることを明白に示しております。總理は、わが党がすでに国会に提出している、以上のようない内容を盛り込んだ公害関係法の抜本的な改正案を真剣に検討し、採用すべきであり、これが、どうか。また、もし採用しないとするなら、年ごとに激化する公害を防ぐどのような対策によつて国民に責任を果たさうとされるのか、明確な答弁を求めて、私の質問を終わります。（拍手）

る有害物質は極力使用しないことが望ましいと考えており、P.C.B.につきましては、一部のものを除いて完全に使用を中止させ、安全な代替物質への転換を進めておるのであります。また、水銀につきましても、クローズドシステム化の推進、電解法ソーダの隔膜法への転換等について企業を強力に指導し、汚染が進まないよう万全の措置を講じてまいります。また、監視測定体制の整備、拡充につとめてもまいりたいと考えております。

次は、工場閉鎖と被害漁業者に対する対策等、広範な御質問でございましたが、水銀等の有害物質の排出につきましては、水質汚濁防止法により厳重な規制が行なわれており、水質基準を順守しておる工場に対しては、操業を停止させる等の措置を講ずることは考えておらないわけであります。

なお、被害漁業者及び水産業協同組合に対しましては、その生活資金及び経営資金につきまして、天災融資法に準じ、緊急つなぎ融資を行なうこととしておりますことは間々申し上げておるとおりでございます。國は、利子補給につき高率の助成を行ない、漁業者等の救済措置を講ずる所存であります。

なお、原因者が明確になりましたときには、原因者負担の原則によってその経費を支弁させるごとにいたしたいと考えておるのでございます。

共産党提案の公書関係諸法案についてというような趣旨の御発言でございましたが、政府は、昭和四十五年のいわゆる公書国会におきまして、公害対策基本法外十四法案を改正するなど、公書関係法制の抜本的体系化を行ない、事業者責任の明確化や、地方公共団体の権限の強化など、その充実をはかってまいりましたことはすでに御承知のとおりでございます。

公害対策基本法につきましては、現行規定の運用により十分対処し得るものであり、現在のこところ法改正は考えておりません。

また、関連個別法及びこれに基づく規制基準等





め、その時に利用しうる知識に照らして、あらゆる適当な手段をとる。

2 このため、必要な規則及び措置を採用し、かつ、効果的な保護にとって不可欠な資料を利用に供する。

3 前記の効果的な保護を確保するため、

(a) 電離放射線から労働者を保護するための措置であつて、加盟国がこの条約を批准した後採用するものは、この条約に適合するものでなければならぬ。

(b) 加盟国は、この条約を批准する前に自己が採用した措置をこの条約に適合させるようにし、また、この条約の批准の時に存在するその他の措置についても同様の修正を奨励する。

(c) 加盟国は、この条約を批准する際に、この条約の適用の態様及びこの条約の適用を受ける労働者の種類を示す説明書を国際労働事務局長に送付するものとし、また、この問題に関する得られた進歩をこの条約の適用に関する報告に記載する。

(d) 國際労働機関の理事会は、この条約が最初に効力を生じた日から三年を経過したときは、(b)の規定の適用に関する特別報告であつてこの問題に関してとるべき措置についての「適当」と認める提案を含むものを総会に提出する。

## 第二部 保護のための措置

### 第四条

第一条に規定する業務は、この部に規定する保護を確保するように管理し及び運営するものとする。

### 第五条

労働者の電離放射線による被ばくを実行可能な限り低い水準のものとするため、あらゆる努力を払うものとする。すべての関係当事者は、不必要な被ばくを避けるものとする。

### 第六条

1 身体の外部又は内部の線源から受ける電離放射線の最大許容線量及び体内に入る放射性物質の最大許容量は、第一部の規定に従つて、各種類の労働者について定める。

2 1の最大許容線量及び最大許容量は、その時の知識に照らして、絶えず検討する。

第七条

1 放射線作業に直接従事する労働者については、次の者につき前条の規定に従つて適当な水準を定める。

(a) 十八歳以上の労働者

2 十六歳未満の労働者は、電離放射線を伴う作業に従事させはならない。

### 第八条

放射線作業に直接従事しないが、電離放射線又是、(b)の規定の適用に関する特別報告であつてこの問題に関してとるべき措置についての「適当」と認める提案を含むものを総会に提出する。

とどまらず又はその場所を通過する労働者については、第六条の規定に従つて適当な水準を定める。

### 第九条

1 電離放射線による危険のあることを示すため、適切な警告手段を使用する。これに關して必要な情報は、労働者に提供する。

2 放射線作業に直接従事するすべての労働者に対するべき予防措置並びにその理由につき、就業前及び就業中に適切な指導を行なう。

### 第十一条

法令には、その過程において労働者の電離放射線による被ばくを伴う作業の通報義務及び通報の所定の水準が遵守されていることを確認するため、労働者の電離放射線及び放射性物質による被ばくを測定するために労働者及び作業場について適當な監視措置を実施する。

### 第十二条

この条約を批准する各加盟国は、この条約の適用について監督するため適当な監督機関を設けること又は適切な監督の実施を確保することを約束する。

### 第十三条

この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

### 第十四条

被ばくのおそれのある作業に労働者を従事させることは引き続き従事させてはならない。

### 第十五条

この条約を批准する各加盟国は、この条約の適用について監督するため適当な監督機関を設けること又は適切な監督の実施を確保することを約束する。

### 第三部 最終規定

#### 第十六条

この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が事務局長に登録されたもののみを拘束する。

#### 第十七条

この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が事務局長に登録されたもののみを拘束する。

かにおいて、被ばくの性質若しくは程度又はその双方にかんがみてすみやかに次の措置をとらなければならぬ場合を定める。

(a) 労働者が適切な健康診断を受けること。

(b) 使用者が、権限のある機関に対し、その定める要件に従つて通報を行なうこと。

(c) 放射線からの保護に関する資料を調査すが、労働者が作業を行なう際の条件を調査すること。

2 この条約は、二の加盟国の批准が事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

## 官 報 (外)

規定による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廢棄の完全な明細を国際労働事務局長は、国際連合憲章第二百二十二条の規定により登録された日以後十二箇月で効力を生ずる。

## 第二十条

この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から五年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によつてこの条約を廢棄することができる。その廢棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。

この条約を批准した加盟国で、1に定める五年の期間が満了した後一年以内にこの条に規定する廢棄の権利を行使しないものは、さらに五年間拘束を受けるものとし、その後は、五年の期間が満了することに、この条に定める条件に従つてこの条約を廢棄することができる。

## 第十九条

次の条約（引用に際しては、千九百六十三年の機械防護条約と称することができる。）を千九百六十三年六月二十五日に採択する。

### 第一部 一般規定

#### 第一条

1 動力によつて駆動されるすべての機械は、新品であるか中古品であるかを問わず、この条約の適用上、機械と認める。

2 各国の権限のある機関は、人力によつて作動する機械（新品であるか中古品であるかを問わない）について、労働者に傷害を与える危険があるかどうか及びどの程度の危険があるかを決定し、かつ、この条約の適用上機械と認めるかどうか及びどの範囲まで機械と認めるかを決定する。その決定は、関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議したうえで行なう。それらのいずれの団体も、その協議を提案することができる。

#### 第二部 販売、賃貸及び他の方法による移転並びに展示

(a) 運行中の路面車両及び軌道車両については、運転者の安全に関するのみ適用する。  
(b) 移動式農業機械については、当該機械に関連して使用される労働者の安全に関するのみ適用する。

#### 第二条

3 及び 4 に規定する危険部分に適当な防護装置が施されていない機械の販売及び賃貸は、国内法令又は同様に効果的なその他の措置によって禁止する。

#### 第三条

3 及び 4 に規定する危険部分に適当な防護措置が施されない機械の販売及び賃貸は、国

内法令又は同様に効果的なその他の措置によつて禁止する。

2 3 及び 4 に規定する危険部分に適当な防護措置が施されていない機械の販売及び賃貸以外の方法による移転並びに展示は、権限のある機関が決定する範囲内で、国内法令又は同様に効果的なその他の措置によつて禁止する。ただし、機械の展示中実演を行なうため防護装置を一時的に取りはずすことは、人に対する危険を防止するため適当な予防措置がとられている限り、この 2 の規定の違反とはみなさない。

1 前条の規定は、同条に規定する機械又はその危険部分であつても、次のいずれかの条件を満たすものについては適用しない。

(a) 構造からみて、適当な安全装置によつて防護されているものと同様に安全であること。

(b) 取付け方又は位置からみて、適当な安全装置によつて防護されているものと同様に安全であるように取り付け又は置くことが予定されていること。

1 加盟国は、第二条の規定の暫定的な適用除外を定めることができる。

2 1 の暫定的な適用除外の期間（いかなる場合にも、当該加盟国についてこの条約が効力を生ずる日から三年をこえないものとする）その他の条件は、国内法令又は同様に効果的なその他の措置によつて定める。

2 前条 1 及び 2 に規定する機械の販売、賃貸若しくは他の方法による移転又は展示の禁止は、  
3 すべてのセフト・スクリュー、ボルト及びキーリー並びに機械の作動部分の他の突起物であつて作動中接触する者に危険を及ぼすおそれのあるものとして権限のある機関が定めるものは、危険を防止するよう設計し、埋め込み又は防護する。

#### 第四条

#### 第五条

#### 第六条

#### 第七条

3 この条約は、  
(a) 運行中の路面車両及び軌道車両については、運転者の安全に関するのみ適用する。  
(b) 移動式農業機械については、当該機械に関連して使用される労働者の安全に関するのみ適用する。

4 すべてのフライホイール、ギヤー、円錐摩擦車、円筒摩擦車、カム、ブーリー、ベルト、チーン、ピニオン、ウォーム・ギヤー、クラシク・アーム及びスライド・プロック並びに軸（軸頭端を含む）その他の動力伝導装置であつて作動中接触する者に危険を及ぼすおそれのあるものとして権限のある機関が定めるものは、

1 危険部分（作業点を含む。）に適当な防護装置が施されていない機械の使用は、国内法令又は同様に効果的なその他の措置によつて禁止する。もつとも、その禁止は、これを完全に適用されない限り、販売し、賃貸し若しくは他の方法によつて移転し又は展示してはならない。

2 機械は、産業安全及び労働衛生に関する国内の規則及び基準に違反しないように防護する。

前条に規定する事項を遵守する義務は、使用者に対して課する。

#### 第八条

1 第六条の規定は、機械又はその部分であつて、その構造、取付け方又は位置からみて、適当な安全装置によつて防護されているものと同様に安全であるものについては適用しない。

2 第六条及び第十二条の規定は、通常の安全基準に従い機械又はその部分の保守、給油、部品の取替え又は調整を行なうことを妨げるものではない。

#### 第九条

1 加盟国は、第六条の規定の暫定的な適用除外を定めることができる。

2 1の暫定的な適用除外の期間（いかなる場合にも、当該加盟国についてこの条約が効力を生ずる日から三年をこえないものとする。）その他の条件は、国内法令又は同様に効果的なその他措置によつて定める。

3 権限のある機関は、この条の規定の適用にあたり、関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体と協議する。

#### 第十条

1 使用者は、機械の防護に関する国内法令を労働者に周知させるための措置をとり、かつ、機械の使用にあたつて生ずる危険及び守るべき予防措置に關し、適宜労働者を指導する。

2 使用者は、この条約の適用を受ける機械に関

して使用される労働者を危険にさらすことのないような作業環境を形成しつつ維持する。

#### 第十一條

1 労働者は、防護装置が所定の位置にない機械を使用してはならず、また、労働者に対し、防護装置が所定の位置にない機械を使用することを要求してはならない。

2 労働者は、その使用する機械の防護装置の機能を失わせてはならず、また、いかなる者も、労働者によつて使用される機械の防護装置の機能を失わせてはならない。

#### 第十二条

この条約の批准は、社会保障又は社会保険に関する国内法令に基づく労働者の権利に影響を及ぼすものではない。

#### 第十三条

使用者及び労働者の義務に関するこの部の規定は、権限のある機関が決定するときは、その決定の範囲内で、自営の労働者についても適用する。

#### 第十四条

この部の規定の適用上、「使用者」には、適當であるときは国内法令で定めるところにより、使用者の代理者を含む。

#### 第四部 適用上の措置

##### 第十五条

1 この条約を効果的に実施するため、相当な刑罰の設定を含むすべての必要な措置をとる。

2 この条約を批准する各加盟国は、この条約の

適用について監督するため適切な監督機関を設けること又は適切な監督の実施を確保することを約束する。

#### 第十六条

この条約を実施するための国内法令は、権限のある機関が、関係のある最も代表的な使用者団体及び労働者団体並びに適当なときは製造者団体と協議したうえで、作成する。

#### 第五部 適用範囲

1 この条約は、経済活動のすべての部門について適用する。ただし、この条約を批准する加盟国が、その批准に際して付する宣言により、限定された適用範囲を明示する場合は、この限りでない。

#### 第十七条

1 この条約は、この条約を批准した加盟国が事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。この条約は、二の加盟国の批准が事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

#### 第十八条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によつてこの条約を廃棄することができる。その廃棄は、登録された日の後一年間は効力を生じない。

#### 第十九条

この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

#### 第六部 最終規定

##### 第二十条

この条約を批准した加盟国は、この条約が事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

##### 第二十一条

1 この条約を批准した加盟国で、1に定める十一年の期間が満了した後一年以内にこの条に規定する廃棄の権利を行使しないものは、さらに十一年間拘束を受けるものとし、その後は、十年の期間が満了するごとに、この条に定める条件に従つてこの条約を廃棄することができます。

##### 第二十二条

1 この条約を批准した加盟国で、1に定める十一年の期間が満了した後一年以内にこの条に規定する廃棄の権利を行使しないものは、さらに十一年間拘束を受けるものとし、その後は、十年の期間が満了するごとに、この条に定める条件に従つてこの条約を廃棄することができます。

##### 第二十三条

は、その宣言の全部又は一部をその後の宣言によりいつでも取り消すことができる。

- 1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准及び廃棄の登録をすべての加盟国に通告する。
- 2 事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。

## 第二十二条

国際労働事務局長は、国際連合憲章第百二十二条の規定による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廃棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

## 第二十三条

国際労働機関の理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改正に関する問題を総会の議事日程に加えることの可否を検討する。

## 二十四条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国によるその改正条約の批准は、その改正条約の効力を生じる条件として、第二十条の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の廃棄を伴う。

(b) 加盟国による批准のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了する。

2 この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

## 第二十五条

この条約の英文及びフランス文は、ひとしく正文とする。

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーヴで

開催されて千九百六十三年六月二十六日に閉会を宣言されたその第四十七回会期において、正當に採扱した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、われわれは、千九百六十三年六月二十七日に署名した。

総会議長

エリック・ドライヤー

国際労働事務局長

ディヴィッド・A・モース

○平島敏夫君 大だいま議題となりました条約三件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。  
まず、国際労働機関憲章の改正に関する文書は、一九七二年の国際労働機関の総会で採択されたものであります。加盟国の増加に対応して、理事会の構成員を現在の四十八人から五十六人に増加しようとするものであります。  
次に、第一百五号条約は、一九六〇年の国際労働機関の総会で採択され、一九六二年に効力を生じたものであります。労働者を電離放射線による被ばくから効果的に保護するため、各種類の労働者につき、電離放射線の最大許容線量等を国内法令等によって定めること、放射線作業に直接從事する労働者に対し、適切な指導、健康診断を行なうこと等を定めております。

○副議長(森八三一君) 日程第五 水源地域対策特別措置法案(内閣提出)を議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。建設委員長野々山一三君。

○副議長(森八三一君) 総員起立と認めます。三件は全会一致をもって承認することに決しました。

三件を承認する」ととに賛成の諸君の起立を求めます。  
以上御報告いたします。  
○副議長(森八三一君) これより三件を一括して採決いたします。  
三件を承認する」とに賛成の諸君の起立を求めます。  
以上御報告いたします。  
○副議長(森八三一君) これより三件を一括して採決いたします。

## 一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

## 附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。  
一、水源地域対策の万全を期するため、水源地域整備計画の作成及び整備事業の実施にあたつては地元の意向を十分に尊重するよう努めること。

二、ダム等の建設により、水源地域がうける影響をすみやかに緩和するため、整備事業は原則としてダム等の建設が完了するまでに完成するよう十分に配慮すること。

三、ダム等を建設する者は、事業の実施により、極力、任意の協議による土地取得等に努力、強制的措置は避け、ダム等の建設により生活の基盤を失うこととなる者と、その生活再建の対策について積極的に協議し、適切な措置を講ずること。

四、ダム所在市町村の財政の安定を図るために、ダムのうち水道及び工業用管道に係る部分について固定資産税を課し、又は国有資産等所在市町村交付金を交付するよう所要の措置を講ずること。

五、本法の適用をうけないダム、河口堰等についても、所要の措置を検討し、本法に準ずる措置を講ずるよう努めること。

六、ダムの建設にあたつては、水源涵養林の整備

ため、水源地域整備計画を策定し、その実施を推進する等、特別の措置を講ずることにより、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もつてダム及び湖沼水位調節施設の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与しよろとするものであつて、おおむね妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。  
一、委員会の決定の理由  
本法律案は、ダム又は潮汐水位調節施設の建設が、その周辺地域の生産機能、生活環境等に著しい影響を与えるため、その建設の際路となつている実情にかんがみ、その影響を緩和する



政令で定める割合をこえるときは、当該事業に係る経費に対する国の負担割合については、これらが規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。

第一項又は第二項に規定する事業に係る経費につき、前三項の規定による国の負担割合により国が負担し、又は補助金（以下「国庫負担金」という。）の交付については、他の法令の規定にかかわらず、政令で、必要な特例を定めることができること。

#### （国の普通財産の譲渡）

第十一条 国は、整備事業の用に供するため必要があると認めるときは、その事業に係る経費を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。（国の財政上及び金融上の援助）

#### （整備事業についての負担の調整等）

第十二条 整備事業がその区域内において実施される地方公共団体で当該事業に係る経費の全部又は一部を負担するものは、政令で定めるところにより、次に掲げる者と協議し、その協議によりその負担する経費の一部をこれに負担させることができる。

#### （指定ダム等を利用して河川の流水をその用に供することが予定されている水道で水道法第三条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供するものの給水対象事業者が設置する水道の給水区域）

八 指定ダム等を利用して河川の流水をその用に供することが予定されている工業用水道で工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項に規定する工業用水道事業の用に供するものの給水区域

九 指定ダム等を利用して河川の流水をかんがいの用に供する土地の区域  
ホ 指定ダム等の建設により洪水等による災害の発生が防止され、又は洪水等による災害が軽減される地域

二 関係行政機関の長は、前項の規定による負担に關し、関係当事者のうち一以上の申出に基づき、あつせんをすることができる。

#### 附 則

##### （施行期日等）

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 第九条（別表を含む。）の規定は、昭和四十九年度の予算に係る国庫負担金（昭和四十八年以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和四十九年度以後に支出すべきものとされた国庫負担金を除く。）から適用する。

#### （国土総合開発庁設置法の一部改正）

3 国土総合開発庁設置法（昭和四十八年法律第二号）の一部を次のように改正する。

#### （号）

##### 別表第一

事業の区分	国の負担割合の範囲
土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業のうち農業用排水施設の新設若しくは区画整理で政令で定めるもの	十分の五・五以内
河川法第四条第一項に規定する一級河川の改良工事（政令で定めるもの）	四分の三以内
下水道法第二条第三号に規定する公共下水道の設置又は改築	十分の五・五以内
下水道法第二条第四号に規定する流域下水道の設置又は改築	三分の二以内

イ 指定ダム等を利用して河川の流水をその用に供することが予定されている水道で水道法（昭和三十一年法律第百七十七号）第

三条第二項に規定する水道事業の用に供するものの給水区域

からマまで」を「オからケまで」に改め、同条第七項中「エ及びテ」を「テ及びア」に改める。

第六条第二項中「ヤ及びマ」を「ヤからケま

で」に改める。



(農業近代化資金助成法の一部改正)

第一条 農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「これらの者」の下に「又は地方公共団体」を加え、「又は出資者」を「若しくは出資者」に、「団体で」を「団体又は基

本財産の額の過半を拠出している法人で、」に改め、同条第三項第一号中「五千万円」を「二億五千万円」に、「一千万円」を「五千万円(特別の理由がある場合において農林大臣が承認したときは、その承認した額)」に、「二百万円」を「一千円」に改める。

(農業信用保証保険法の一部改正)

第二条 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「これらの人」の下に「又は地方公共団体」を加え、「又は出資者となつてゐる」を「若しくは出資者となつてゐるか又は基本財産の額の過半を拠出している」に改める。

## 官報(外)

第七十二条第一号中「当該会員」の下に「(会員が農林中央金庫である場合には、その所屬団体たる第二条第二項第一号に掲げる者を含む)」を加える。

第七十七条第五項中「同条第三項中」の下に「農業近代化資金」を「農業近代化資金等」に改める。

「会員」とあるのは「会員(会員が農林中央金庫である場合には、その所屬団体たる第二条第二項第一号に掲げる者を含む。以下次条において同じ)」とし、「」を加える。

第七十八条第一項中「借入金につき」を「借入金及び遅延利息以外の利息(借入期間が政令で定める期間以上である借入金に係る利息に限る)」に改め、同条第三項中「借入金等」を「借入金等につき」に改め、同条第二項中「借入金につき」を「借入金等につき」に改め、同条第三項中「借入金」を「借入金等」に改める。

第八十条第一項中「借入金」を「借入金等」に改め、同条第二項中「借入金」を「借入金等」に改め、同条第二項中「利息」を「第七十八条第一項の政令で定める利息以外の利息」に改める。

第八十五条第一項を削り、同条第二項中「会員たる農林中央金庫」の下に「(その所屬団体たる農林中央金庫)」を削り、同条第二項第二号に掲げる者を含む。以下の項の政令で定める額未満のものに限る。」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項を前項に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第八十七条中「又は第二項」を削り、「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第八十八条中「又は第二項」を削る。

第九十条中「又は第二項」を削り、「第七十八条」とあるのは、「第八十五条」を「第七十八条第一項若しくは第二項」とあるのは、「第八十五条第一項」と、「同条第一項若しくは第二項」とあるのは「同項」に改める。

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定及び第二条中農業信用保証保険法第二条第一項第四号の改正規定

2 この法律の施行前に成立している保険関係については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

### 審査報告書

農水産業協同組合貯金保険法案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年六月二十六日

農林水産委員長 龜井 善彰

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 中村 梅吉

参議院議長 河野 謙三殿

動向等に十分配慮し、彈力的に改定するよう努めること。  
二、農漁協経営の健全性を確保するため、財務基準の遵守、検査体制の強化、自主監査体制の整備等について遺憾なきを期すること。

右決議する。

### 農水産業協同組合貯金保険法案

農水産業協同組合貯金保険法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年四月二十六日

農林水産委員長 龜井 善彰

参議院議長 河野 謙三殿

衆議院議長 中村 梅吉

### 目次

#### 農水産業協同組合貯金保険法案

##### 第一章 総則(第一条・第二条)

##### 第二節 設立(第九条・第十三条)

##### 第三節 運営委員会(第十四条・第二十三条)

##### 第四節 役員等(第二十四条・第三十三条)

##### 第五節 業務(第三十四条・第三十七)

##### 第六節 財務及び会計(第三十八条・第四十

##### 四条)

##### 第七節 監督(第四十五条・第四十六条)

##### 第八節 补則(第四十七条・第四十八条)

##### 第三章 貯金保険(第四十九条・第六十一条)

##### 第四章 雜則(第六十二条・第六十三条)

##### 第五章 罰則(第六十四条・第七十条)

##### 附則

##### 第一章 総則

##### 第二章 第一節

##### 第三章 第二節

##### 第四章 第三節

##### 第五章 第四節

##### 第六章 第五節

##### 第七章 第六節

##### 第八章 第七節

##### 第九章 第八節

##### 第十章 第九節

##### 第十一章 第十節

##### 第十二章 第十一節

##### 第十三章 第十二節

##### 第十四章 第十三節

##### 第十五章 第十四節

##### 第十六章 第十五節

##### 第十七章 第十六節

##### 第十八章 第十七節

##### 第十九章 第十八節

##### 第二十章 第十九節

##### 第二十一章 第二十節

##### 第二十二章 第二十一節

##### 第二十三章 第二十二節

##### 第二十四章 第二十三節

##### 第二十五章 第二十四節

##### 第二十六章 第二十五節

##### 第二十七章 第二十六節

##### 第二十八章 第二十七節

##### 第二十九章 第二十八節

##### 第三十章 第二十九節

##### 第三十一章 第三十節

##### 第三十二章 第三十一節

##### 第三十三章 第三十二節

##### 第三十四章 第三十三節

##### 第三十五章 第三十四節

##### 第三十六章 第三十五節

##### 第三十七章 第三十六節

##### 第三十八章 第三十七節

##### 第三十九章 第三十八節

##### 第四十章 第三十九節

##### 第四十一章 第四十節

##### 第四十二章 第四十一節

##### 第四十三章 第四十二節

##### 第四十四章 第四十三節

##### 第四十五章 第四十四節

##### 第四十六章 第四十五節

##### 第四十七章 第四十六節

##### 第四十八章 第四十七節

##### 第四十九章 第四十八節

##### 第五十章 第四十九節

##### 第五十一章 第五十節

##### 第五十二章 第五十一節

##### 第五十三章 第五十二節

##### 第五十四章 第五十三節

##### 第五十五章 第五十四節

##### 第五十六章 第五十五節

##### 第五十七章 第五十六節

##### 第五十八章 第五十七節

##### 第五十九章 第五十八節

##### 第六十章 第五十九節

##### 第六十一章 第六十節

##### 第六十二章 第六十一節

##### 第六十三章 第六十二節

##### 第六十四章 第六十三節

##### 第六十五章 第六十四節

##### 第六十六章 第六十五節

##### 第六十七章 第六十六節

##### 第六十八章 第六十七節

##### 第六十九章 第六十八節

##### 第七十章 第六十九節

##### 第七十一章 第七十節

##### 第七十二章 第七十一節

##### 第七十三章 第七十二節

##### 第七十四章 第七十三節

##### 第七十五章 第七十四節

##### 第七十六章 第七十五節

##### 第七十七章 第七十六節

##### 第七十八章 第七十七節

##### 第七十九章 第七十八節

##### 第八十章 第七十九節

##### 第八十一章 第八十節

##### 第八十二章 第八十一節

##### 第八十三章 第八十二節

##### 第八十四章 第八十三節

##### 第八十五章 第八十四節

##### 第八十六章 第八十五節

##### 第八十七章 第八十六節

##### 第八十八章 第八十七節

##### 第八十九章 第八十八節

##### 第九十章 第八十九節

##### 第九十一章 第九十節

##### 第九十二章 第九十一節

##### 第九十三章 第九十二節

##### 第九十四章 第九十三節

##### 第九十五章 第九十四節

##### 第九十六章 第九十五節

##### 第九十七章 第九十六節

##### 第九十八章 第九十七節

##### 第九十九章 第九十八節

##### 第一百章 第九十九節

##### 第一百零一章 第一百節

##### 第一百零二章 第一百零一節

##### 第一百零三章 第一百零二節

##### 第一百零四章 第一百零三節

##### 第一百零五章 第一百零四節

##### 第一百零六章 第一百零五節

##### 第一百零七章 第一百零六節

##### 第一百零八章 第一百零七節

##### 第一百零九章 第一百零八節

##### 第一百一十章 第一百零九節

##### 第一百一十一章 第一百一十節

##### 第一百一十二章 第一百一十一節

##### 第一百一十三章 第一百一十二節

##### 第一百一十四章 第一百一十三節

##### 第一百一十五章 第一百一十四節

##### 第一百一十六章 第一百一十五節

##### 第一百一十七章 第一百一十六節

##### 第一百一十八章 第一百一十七節

##### 第一百一十九章 第一百一十八節

##### 第一百二十章 第一百一十九節

##### 第一百二十一章 第一百二十節

##### 第一百二十二章 第一百二十一節

##### 第一百二十三章 第一百二十二節

##### 第一百二十四章 第一百二十四節

##### 第一百二十五章 第一百二十五節

##### 第一百二十六章 第一百二十六節

##### 第一百二十七章 第一百二十七節

##### 第一百二十八章 第一百二十八節

##### 第一百二十九章 第一百二十九節

##### 第一百三十章 第一百三十節

##### 第一百三十一章 第一百三十一節

##### 第一百三十二章 第一百三十二節

##### 第一百三十三章 第一百三十三節

##### 第一百三十四章 第一百三十四節

##### 第一百三十五章 第一百三十五節

##### 第一百三十六章 第一百三十六節

##### 第一百三十七章 第一百三十七節

##### 第一百三十八章 第一百三十八節

##### 第一百三十九章 第一百三十九節

##### 第一百四十章 第一百四十節

##### 第一百四十一章 第一百四十一節

##### 第一百四十二章 第一百四十二節

##### 第一百四十三章 第一百四十三節

##### 第一百四十四章 第一百四十四節

##### 第一百四十五章 第一百四十五節

##### 第一百四十六章 第一百四十六節

##### 第一百四十七章 第一百四十七節

##### 第一百四十八章 第一百四十八節

##### 第一百四十九章 第一百四十九節

##### 第一百五十章 第一百五十節

##### 第一百五十一章 第一百五十一節

##### 第一百五十二章 第一百五十二節

##### 第一百五十三章 第一百五十三節

##### 第一百五十四章 第一百五十四節

##### 第一百五十五章 第一百五十五節

##### 第一百五十六章 第一百五十六節

##### 第一百五十七章 第一百五十七節

##### 第一百五十八章 第一百五十八節

##### 第一百五十九章 第一百五十九節

##### 第一百六十章 第一百六十節

##### 第一百六十一章 第一百六十一節

##### 第一百六十二章 第一百六十二節

##### 第一百六十三章 第一百六十三節

##### 第一百六十四章 第一百六十四節

##### 第一百六十五章 第一百六十五節

##### 第一百六十六章 第一百六十六節

##### 第一百六十七章 第一百六十七節

##### 第一百六十八章 第一百六十八節

##### 第一百六十九章 第一百六十九節

##### 第一百七十章 第一百七十節

##### 第一百七十一章 第一百七十一節

##### 第一百七十二章 第一百七十二節

##### 第一百七十三章 第一百七十三節

##### 第一百七十四章 第一百七十四節

##### 第一百七十五章 第一百七十五節

## &lt;h

(定義)		る。
第二条 この法律において「農水産業協同組合」とは、次に掲げる者をいう。		
一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十条第一項第二号の事業を行なう農業協同組合		
二 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十二条第一項第二号の事業を行なう漁業協同組合		
三 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行なう水産加工業協同組合		
2 この法律において「貯金等」とは、貯金及び定期積金をいう。		
3 この法律において「貯金者等」とは、貯金等に係る債権者をいう。		
第四条 機構は、一を限り、設立されるものとする。		
(資本金)		
第五条 機構の資本金は、その設立に際し、政府及び農林中央金庫その他の政府以外の者が出資する額の合計額とする。		
2 機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができます。		
3 農林中央金庫は、農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第十六条の規定にかかわらず、機構に出資することができる。		
(名称)		
第六条 機構は、その名称中に農水産業協同組合貯金保険機構という文字を用いなければならぬ。		
2 機構でない者は、その名称中に農水産業協同組合貯金保険機構という文字を用いてはならない。		
2 (登記)		
第七条 機構は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。		
2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。		
(民法の準用)		
第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、機構について準用する。		
2 第二節 設立		
(発起人)		
第九条 機構を設立するには、農業又は水産業及び金融に関する専門的な知識と経験を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。		
(定款の作成等)		
2 前項の定款には、次の事項を記載しなければならない。		
一 目的		
二 名称		
三 事務所の所在地		
四 資本金及び出資に関する事項		
五 運営委員会に関する事項		
六 役員に関する事項		
七 業務及びその執行に関する事項		
八 財務及び会計に関する事項		
九 定款の変更に関する事項		
十 公告の方方法		
(設立の認可)		
第十一條 発起人は、前条第一項の募集が終わつたときは、すみやかに、定款を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。		
(事務の引継ぎ)		
第十二条 発起人は、前条の認可を受けたときは、遅滞なく、その事務を機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。		
2 機構の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対する事務を機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。		
2 機構の理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対する事務を機構の理事長となるべき者に引き継がなければならない。		
(委員の任期)		
第十九条 委員の任期は、一年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。		
2 委員は、再任されることができる。		
(委員の解任)		
第十九条 機構の理事長は、委員が次の各号の一に該当するに至つたときは、主務大臣の認可を受けて、その委員を解任することができる。		
2 機構は、設立の登記をすることにより成立する。		
2 (議員の報酬)		
第二十条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行に伴う実費を受けるものとする。		
2 (議決の方法)		
第二十二条 委員会は、委員長又は第十六条第四項に規定する委員長の職務を代理する者はほか、委員及び機構の理事のうち四人以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。		
2 委員会の議事は、出席した委員長、委員及び機構の理事の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。		
3 主務大臣が指名するその職員は、第一項の会議に出席し、意見を述べることができる。		
(委員の秘密保持義務)		
第二十二条 委員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。委員がその職務を代理する者を定めておかなければならぬ。		
2 (委員の任命)		
第十七条 委員は、農業又は水産業及び金融に関する専門的な知識と経験を有する者のうちから、機構の理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。		

(委員の公務員たる性質)  
第二十三条 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

#### 第四節 役員等

(役員)  
第二十四条 機構に、役員として理事長一人、理事一人及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)  
第二十五条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、機構を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、機構の業務を監査する。

(役員の任命)  
第二十六条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2 理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

3 (役員の任期)  
第二十七条 理事長及び理事の任期は三年とし、監事の任期は二年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)  
第二十八条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員の解任)  
第二十九条 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が第十九条各号の一に該当するに至つたとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、第二十六条の規定の例により、その役員を作成し、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様と

を解任することができる。

#### (役員の兼職禁止)

第三十条 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

#### (代表権の制限)

第三十一条 機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。

#### (職員の任命)

第三十二条 機構の職員は、理事長が任命する。

#### (役員等の秘密保持義務等)

第三十三条 第二十二条及び第二十三条の規定は、役員及び職員について準用する。

#### (業務)

第三十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

#### 一 次章の規定による保険

一 前号に掲げる業務に附帯する業務

#### (業務の委託)

第三十五条 機構は、主務大臣の認可を受けて、農水産業協同組合その他の金融機関に対し、その業務の一部を委託することができる。

2 農水産業協同組合その他の金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行なうことができる。

3 第二十三条の規定は、第一項の規定による委託を受けた農水産業協同組合その他の金融機関の役員又は職員で、当該業務に従事するものについて準用する。

#### (業務方法書)

第三十六条 機構は、業務開始の際、業務方法書

を作成し、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様と

2 前項の業務方法書には、保険料に関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。

#### (資料の提出の請求等)

第三十七条 機構は、その業務を行なうため必要があるときは、農水産業協同組合に對し、資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により資料の提出を求められた農水産業協同組合は、遅滞なく、これを提出しなければならない。

3 国又は都道府県は、機構がその業務を行なうため特に必要があると認めて要請をしたときは、機構に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

3 第六節 財務及び会計

第三十八条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。

2 (事業年度)  
(予算等の認可)

第三十九条 機構は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

3 (財務諸表)

第四十条 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」といふ。)を作成し、当該事業年度の終了後二月以内に主務大臣に提出しなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 (報告及び検査)

第四十一条 機構は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に關して監督上必要な命令をすることができる。

(監督)

第四十二条 機構は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構若しくは第三十五条第一項の規定による委託を受けた者(以下「受託者」という。)に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構若しくは受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対するは、当該受託業務の範囲内に限

#### (借入金)

第四十二条 機構は、保険金の支払に關し必要があると認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、主務大臣の認可を受けて、農林中央金庫又は日本銀行から資金の借入れをすることができる。

2 農林中央金庫及び日本銀行は、農林中央金庫にあつては農林中央金庫法第十六条の、日本銀行にあつては日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)第二十七条の規定にかかわらず、機構に對し、前項の資金の貸付けをすることができる。

3 (余裕金の運用)

第四十三条 機構は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

2 一 國債その他主務大臣の指定する有価証券の保有

3 二 主務大臣の指定する金融機関への預金

4 三 その他主務省令で定める方法

5 一 國債その他主務大臣の指定する有価証券の保有

6 二 主務大臣の指定する金融機関への預金

7 三 その他主務省令で定める方法

8 一 國債その他主務大臣の指定する有価証券の保有

9 二 主務大臣の指定する金融機関への預金

10 三 その他主務省令で定める方法

11 一 國債その他主務大臣の指定する有価証券の保有

12 二 主務大臣の指定する金融機関への預金

13 三 その他主務省令で定める方法

14 一 國債その他主務大臣の指定する有価証券の保有

15 二 主務大臣の指定する金融機関への預金

16 三 その他主務省令で定める方法

17 一 國債その他主務大臣の指定する有価証券の保有

18 二 主務大臣の指定する金融機関への預金

19 三 その他主務省令で定める方法



二 当該農水産業協同組合に對して第三者のためにその貯金等の全部又は一部を担保に提供しているとき。その担保に提供している貯金等の額

3 前二項の規定による保険金の額が政令で定める金額をこえるときは、その金額を当該保険金の額とする。

## (保険事故の通知)

第五十七条 農水産業協同組合は、当該農水産業協同組合に係る保険事故が発生したときは、直ちに、その旨を機構に通知しなければならない。

2 機構は、前項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る保険事故が第一種保險事故であるときは、直ちに、その旨を主務大臣(当該通知が都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合に關するものであるときは、主務大臣及び当該都道府県知事)に通知しなければならない。

3 主務大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、直ちに、その旨を機構に通知しなければならない。

一 その監督に係る農水産業協同組合につき、解散の議決に係る認可をし、又は解散の命令をしたとき。

二 その監督に係る農水産業協同組合から農業協同組合法第六十四条第五項後段又は水産業協同組合法第六十八条第五項(同法第九十六条第五項において準用する場合を含む。)の規定による届出を受けたとき。

三 裁判所から破産法(大正十一年法律第七十一条)第百二十一条第一項の規定による通知を受けたとき。

## (支払の決定)

第五十八条 機構は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日から一月以内に、委員会の議決を経て、当該各号の保険事故につき保険金の支払をするかどうかを決定しなければな

らない。

## 一 第一種保険事故に關して前条第一項の規定による通知があつたとき。その通知があつた日

二 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故が発生したことを機構が知つたとき。その知つた日

3 機構は、前項の規定による決定をしたとき

は、直ちに、その決定に係る事項を主務大臣(当該決定が都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合に關するものであるときは、主務大臣及び当該都道府県知事)に報告しなければならない。

2 機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を主務大臣(当該決定が都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合に關するものであるときは、主務大臣及び当該都道府県知事)に報告しなければならない。

(支払の公告等)

第五十九条 機構は、次に掲げる場合には、すみやかに、委員会の議決を経て保険金の支払期間、支払場所その他政令で定める事項を定め、これを公告しなければならない。

一 前条第一項の規定により第一種保険事故に係る保険金の支払をする旨の決定をしたとき。

二 第二種保険事故(関連保険事故を除く。以下同じ。)に關して第五十七条第一項又は第三項の規定による通知があつたとき。

三 前号に掲げる場合のほか、第二種保険事故が発生したことを機構が知つたとき。

2 機構は、前項の規定による公告をした後に当該農水産業協同組合が破産の宣告を受け、又は當該農水産業協同組合について和議開始の決定があつたときは、政令で定めるところにより、

その公告した支払期間を変更することができる。

3 機構は、前項の規定により支払期間を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る事項を公表しなければならない。

4 前条第二項の規定は、第一項に規定する事項を定めた場合及び第二項の規定により支払期間を変更した場合について準用する。

(債権の取得)

第六十条 機構は、保険金の支払をしたときは、その支払金額に応じ、貯金者等が農水産業協同組合に對して有する当該貯金等に係る債権(利息その他のこれに準ずるもので政令で定めるものを除く。)を取得する。

第六十一条 この法律に規定するもののほか、この章の規定による保険に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雜則

(農水産業協同組合に対する命令)

第六十二条 主務大臣又は都道府県知事は、農水産業協同組合が貯金等の払戻しの停止をし、又は停止をするおそれがあると認められる場合において、機構の業務の適正かつ円滑な実施を図るために必要があると認めるときは、当該農水産業協同組合に對し、その事態に対処してとるべき措置に關し必要な命令をすることができる。

二 第七条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第三十四条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第四十条に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

五 第四十二条の規定に違反して責任準備金を計算せず、又はこれを積み立てなかつたとき。

六 第四十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

七 第四十五条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第六十四条 第二十二条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第六十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした機構又は受託者の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

一 第四十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第五十八条第二項(第五十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第六十六条 第三十七条第一項の規定による資料

を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者は、三万円以下の罰金に処する。

第六十七条 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に關し、前条の組合に對して有する当該貯金等に係る債権(利息その他のこれに準ずるもので政令で定めるものを除く。)を取得する。

第六十八条 次の各号の一に該当する場合には、その法人に對して同条の刑を科する。

一 この法律により主務大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けたがつたとき。

二 この法律により主務大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けたがつたとき。

三 この法律に規定する命令に違反して登記することを怠つたとき。

四 第四十三条の規定に違反して責任準備金を計算せず、又はこれを積み立てなかつたとき。

五 第四十二条の規定に違反して責任準備金を計算せず、又はこれを積み立てなかつたとき。

六 第四十三条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

七 第四十五条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第六十九条 第五十七条第一項の規定による通知をしなかつた場合には、その違反行為をした農水産業協同組合の役員は、三万円以下の過料に処する。

第七十条 第六条第二項の規定に違反した者及び第六十二条の規定による命令に従わなかつた農水産業協同組合の役員は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

第二条 機構の成立の際現に保険事故が発生して

いる農水産業協同組合その他これに準ずるものとして政令で定める農水産業協同組合については、この法律の規定は適用しない。

2 前項に規定する農水産業協同組合のうち、機構の成立の後にその事業及び財産の状況が再び正常になつたと認められるもので、主務大臣が指定するものについては、その指定の日から、この法律の規定を適用する。

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に農水産業協同組合貯金保険機構といふ文字を用いる者については、第六条第二項の規定は、この法律の施行後六ヶ月間は、適用しない。

第四条 機構の最初の事業年度は、第三十八条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第五条 機構の最初の事業年度の予算及び資金計画については、第三十九条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

第六条 農水産業協同組合は、第五十条第一項の規定にかかわらず、機構の成立後一ヶ月以内に、機構の成立の日の属する年において納付すべき保険料を納付しなければならない。

2 前項の保険料の額については、第五十一条第一項中「当該保険料を納付すべき日の属する年」であるのは「機構の成立の日の属する年(その成立の日が一月一日から三月三十一日までの間であるときは、その年の前年)」と、「計算した金額」とあるのは「計算した金額を十二で除し、これに機構の成立の日の属する月以後同日の属する年の十二月までの月数を乗じて得た金額」とする。

(関係法律の一部改正)

第七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中農業信用保険協会の項の次に次のように加える。

農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第号)
第八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のようにより改正する。 別表第二第一号の表中農業信用保険協会の項の次に次のように加える。	第八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のようにより改正する。

農林中央金庫法の一部を改正する法律案	農林中央金庫法の一部を改正する法律案
八の二 農水産業協同組合貯金保険機構の指導監督を行なうこと。	八の二 農水産業協同組合貯金保険機構の指導監督を行なうこと。

農林中央金庫法の一部を改正する法律案	農林中央金庫法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。	農林中央金庫法の一部を改正する法律案

第四条第一項中「三千万円」を「百億円」に、「三十万口」を「一億口」に改め、同条第二項中「資本金全額ノ払込前ト雖ニ削る。

第四条ノ二を削る。

第五条第一項中「産業組合連合会、産業組合、市街地信用組合」及び「日本馬事会」を削る。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第六条ノ二を削る。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第十一条第二項中「理事ハ」の下に「定款ノ定ムル所ニ依リ出資者総会ノ同意ヲ得テ」を加え、同

条第三項に次のたゞし書を加える。

但シ補欠ノ役員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

第十三条第五号中「所屬団体ノ為ニ」を削り、同

条第六号中「掲タル団体」の下に、「第十四条ノ三

ノ規定ニ依リ貸付ヲ為シタル者其ノ他ノ貸付先、

農林債券ノ応募者（応募ヲ為サントスル者ヲ含ム）

若ハ買入ヲ為サントスル者」を加え、「法人ヨリ」

を「法人又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行其ノ

他ノ金融機関ヨリ命令ノ定ムル所ニ依リ」に改め、

同条第七号中「所屬団体ノ為ニ有価証券」を「前号

ニ掲タル者又ハ農林債券ノ所有者ノ為ニ有価証券

其ノ他ノ物品に改め、同条第九号中「公共団体」

の下に「其ノ他普利ヲ目的トセザル法人」を加え、

同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一

号を加える。

九 所属団体又ハ所屬団体ガ主タル構成員若ハ

出資者タル法人ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ

ノ為ニ其ノ出資若ハ株式ノ払込金ノ受入又ハ

其ノ配当金ノ支払ノ取扱ヲ為スコト

第十三条に次の三項を加える。

農林中央金庫ハ前項第十号ノ規定ニ依リ國、公

共団体其ノ他當利ヲ目的トセザル法人又ハ銀行

其ノ他ノ金融機関ノ業務ヲ代理シテ所屬団体以

外ノ者ニ貸付ヲ為シタルトキハ其ノ貸付ニ因リ

テ生ズル債務ノ保証ヲ為スコトヲ得

農林中央金庫ハ第一項第九号ノ業務ニ關シテハ  
商法第百七十五号第二項第十号及第四項並ニ第三  
百七十八号及第百八十九号（同法第二百八十号

ノ十四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）並ニ商業登

記法第八十条第十号及第八十二条第四号ノ規定

ノ適用ニ付テハ之ヲ銀行ト看做ス

農林中央金庫ハ外國為替及び外國貿易管理法ノ

適用ニ付テハ之ヲ銀行ト看做ス

第十四条第一項中「前条第一号」を「前条第一項

第一号」に改める。

第十四条ノ二中「第十三条第二号但書」を「第十

三条第一項第二号但書」に改め、同条の次に次の

一条を加える。

第十四条ノ三 農林中央金庫ハ第十三条第一項第

一号乃至第三号ノ業務及第十四条ニ規定スル業

務ノ遂行ヲ妨げザル限度ニ於テ左ノ業務ヲ営ム

コトヲ得

一 左ニ掲タル者ニ對シ十箇年以内ノ定期償還

貸付若ハ年賦償還貸付（ロニ掲タル者ニ對シ

年賦償還貸付ヲ為ス場合ニ於テハ二十箇年以

内ノ年賦償還貸付）、手形ノ割引又ハ当座預

金貸越ヲ為スコト

イ 第十五条第一項ニ掲タル団体（ロニ掲タル

者ヲ除ク）

ロ 農林水産業ヲ営ム者ニシテ命令ヲ以テ定

ムルモノ

二 前号ニ掲タル者以外ノ者ニシテ左ニ掲タル

モノニ對シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ十箇年以内

ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付（ハニ掲グ

ル法人ニ對シ年賦償還貸付ヲ為ス場合ニ

於テハ二十箇年以内ノ年賦償還貸付）とあるの

は、「二十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償

還貸付」に改める。

6 農村地域工業導入促進法（昭和四十六年法律第

一百二十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第十五条第一項」を「第十六条」に

改め、「業務上の余裕金をもつて」を削り、「若

しくは増設する者又は工業導入地区内において

実施計画で定める工場用地を取得し若しくは造成する營利を目的としない法人」を「又は増設する者」に改める。

一号中「十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付（ロニ掲タル者ニ對シ年賦償還貸付）」

ス場合ニ於テハ二十箇年以内ノ年賦償還貸付」とあり、同条第二号中「主務大臣ノ認可ヲ受ケ

合ニ於テハ二十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付（ハニ掲タル法人ニ對シ年賦償還貸付）」とあるのは、「二十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年

賦償還貸付」に改める。

5 農業近代化資金助成法（昭和四十四年法律第

五百二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項「第十五条ノ二」を「第十四条ノ三」に

改め、「同条中「主務大臣ノ認可ヲ受ケ十箇年以内」とあるのは、「二十箇年以内」を「同条第一号中「十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付」」と

あり、同条第二号中「主務大臣ノ認可ヲ受ケ

合ニ於テハ二十箇年以内ノ定期償還貸付（ハニ掲タル法人ニ對シ年賦償還貸付）」とあるのは、「二十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付」に改める。

6 農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第

二百二号）の一部を次のように改正する。

第三条の三中「第十五条ノ二」を「第十四条ノ三」に、「同条中「主務大臣ノ認可ヲ受ケ十箇年

以内」とあるのは、「二十箇年以内」を「同条第

四 農業協同組合法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。



官 報 (号 外)

項、百第百七十八条並びに第百八十九条（これら  
の規定を同法第二百八十一条ノ十四において準用  
する場合を含む。）並びに商業登記法第八十条第十号及び  
十号及び第八十二条第四号の規定の適用につい  
ては、銀行とみなす。

第十条の二第二項中「事業の」の下に「種類その  
他の事業の」を加える。

農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険  
替取引規程に改め、同項第六号中「農業協同組  
連会が一会员」を「組合員」に改め、同条に  
の一项を加える。

共済規程の変更で次の各号に該当するものに  
ついては、第一項の規定にかかるわらず、政令の  
定めるところにより、定款で、総会の決議を経  
ることを要しないものとすることができます。

一 当該共済規程の変更により第十条第一項第  
八号の事業の種類が変更されこととならな

の一部を改正する法律案外三件  
含む)を承継することができる。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

つて消滅する」を「合併又は承継によつて消滅する」に改める。

利義務の承継（以下「承継」という。）による」と、「合併により」とあるのは「合併又は承継により」と、「合併した」とあるのは「合併又は承継をした」と、同法第六十九条第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「合併後」とあるのは「合併若しくは承継後」と、同法第七十条第二項中「合併」とあるのは「合併又は承継」と読み替えるに改める。

**第九十三条 第九十四条第一項及び第二項並びに第九十五条の二第一項中「若しくは信託規程を、「信託規程、宅地等共給事業実施規程若くは**

第九十五条第一項中「若しくは信託規程」を「、信  
は内国為替取引規程」に改める。

託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは内閣為替取引規程一〇改め、同条第三項中「又は言託規

内閣告発書提出規程又は「内閣告発書提出規程」を、信託規程、宅地等供給事業実施規程又は

内田為吾耶引規程」は「又は第十条の六第一項又を「、第十条の六第一項、第十条の十二第一項又

は第十條の十三第一項に改める。

「項」を「第六十八条の二第一項及び第七十三条の九第二項に」改める。

第九十九条第一項中「一万円」を「二十万円」に改める。

第一百条第一項中「一万円」を「三万円」に改める。

**第一百一條中「一万円」を「三万円」に改め  
二号の二の次に次の二号を加える。**

二の三 第十条の十二第一項の規定に違反したとき。

## 二の四 第十条の十三第一項の規定に違反したとき。

第一百一条第九号中「第七十三条第四項」を「第六十八条の二第二項及び第七十三条第四項」に、「減少し、又は」を「減少し、」に改め、「合併をし」の下に、「又は出資組合に係る承継をし」を加え、同条第十二号中「第六十四条第五項」の下に「若しくは第八項」を加える。

第一百一条の二及び第一百一条の三中「一円」を「三万円」に改める。

第一百二条中「千円」を「一万円」に改める。

## 1 附則

この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の農業協同組合法第十条第五項の規定による事業を行なつてゐる組合は、改正後の同法第十条の十二の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年を限り、改正前の同項に規定する事業の範囲内において引き続きその事業を行なうことができる。

3 第十条第十項の規定に基づく農業協同組合法施行令(昭和三十七年政令第二百七十一号)第二条第一項の承認を受けて定められた内国為替取引に関する規程でこの法律の施行の際現に存するものは、改正後の農業協同組合法第十条の十三第一項の承認を受けて定められた内国為替取引規程とみなす。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の七に次の一号を加える。

十四 農業協同組合又は農業協同組合連合会が農業協同組合法第六十八条の二第一項の規定によつて登記された場合における当該承継に係る不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該承継の日から一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税第九条の規定にかかわらず、千分の六とする。

6 農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。
第三十五条第四項中「同条第九項」を「同条第十一項」に改める。
7 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第八十一条の二の見出し中「合併」を「合併等」に、「免税」を「免税等」に改め、同条に次の二項を加える。

○亀井善彰君登壇、拍手
たゞいま議題となりました四法案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。
まず、農業近代化資金助成法等改正案は、最近における農業者等の資金需要の大型化、多様化等の動向に対応し、その資本設備の高度化及び経営の近代化を推進するため、農業近代化資金の貸し上げを行なうとともに、農業信用保証保険制度については、債務保証を受けられる者及び信用保険に付することができる資金の範囲の拡大等の措置を講じようとするものであります。
次に、農水産業協同組合貯金保険法案は、農水産業協同組合の貯金者等の保護をはかるため、農水産業協同組合の貯金等の払い戻しを保険するための貯金保険の制度を設けようとするものであります。
次に、農林中金法改正案は、近年における系統

金融情勢の変化に対処して、協同組合等に対する金融の円滑化をはかるため、金庫の存立期間の制限規定の削除、役員選任に関する改善措置を講ずるとともに、金庫の業務については、農山漁村において産業基盤または生活環境の整備の事業を行なう法人等に対して資金の貸し付けができるようにし、また、為替業務、預金受け入れ業務に関する限り、金庫の業務については、農山漁村において所要の改正を行なおうとするものであります。
次に、農協法改正案は、最近における組合員の経済活動の多様化と、組合の事業規模の拡大等に対応して、組合の金融機能の拡充をはかり、増大する系統資金を地域開発関係資金として活用するため、資金の貸し付け範囲の拡大を行なう等、信用事業に関する制度的改善措置を講ずるとともに、宅地等供給事業の範囲の拡大、共済規程の変更手続の簡素化及び連合会の権利義務の包括承継等に関する所要の改正を行なおうとするものであります。
次に、農水産業協同組合貯金保険法案を採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、農林中金法改正案を採決の結果、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

ぞれ反対の討論がありました。

討論を終了、まず、農業近代化資金助成法等改正案の採決を行ないましたところ、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

統いて、簡易、低利、長期資金の充実と融資条件の緩和、農業改良資金の貸し付け諸条件の改善、農家負債対策等、五項目にわたる附帯決議を全会一致をもって決定いたしました。

統いて、保険金限度額の彈力的改定及び農漁協の検査、監査体制の整備に関する附帯決議を全会一致をもって決定いたしました。

統いて、簡易、低利、長期資金の充実と融資条件の緩和、農業改良資金の貸し付け諸条件の改善、農家負債対策等、五項目にわたる附帯決議を全会一致をもって決定いたしました。

統いて、足鹿委員提案の、組合金融に対応した中金本来の基本的性格の維持、余裕金運用の適正化、生協への融資の会員に準じた取り扱い、地域開発資金の貸し付け範囲の限定、関連事業への健全な貸し付け等、六項目にわたる附帯決議を全会一致をもって決定いたしました。

統いて、足鹿委員提案の、農協の組織、管理、運営等の再検討、資金の系統内利用の促進と庶民金融の推進及び関連企業以外への企業融資の慎重な配慮、組合員と農協との一体性を深めるための組織基盤の育成強化、生協等との提携の促進、厚生連との提携強化による農民福祉の向上、宅地等供給事業における優良農地の確保と委託方式を原則とした運用等、八項目にわたる附帯決議を全会一致をもって決定いたしました。

統いて、足鹿委員提案の、農協の組織、管理、運営等の再検討、資金の系統内利用の促進と庶民金融の推進及び関連企業以外への企業融資の慎重な配慮、組合員と農協との一体性を深めるための組織基盤の育成強化、生協等との提携の促進、厚生連との提携強化による農民福祉の向上、宅地等供給事業における優良農地の確保と委託方式を原則とした運用等、八項目にわたる附帯決議を全会一致をもって決定いたしました。

○副議長(森八三一君) これより採決をいたしました。

以上御報告申上げます。(拍手)



官 報 (号 外)

災害対策特別委員	星野 力君	同	上田 哲君	林田悠紀夫君	地方公営交通事業の経営の健全化の促進に関する法律案
公害対策及び環境保全特別委員	沢田 政治君	法務委員	神沢 浄君	向井 長年君	同日委員会において当選した理事は左の通りである。
科学技術振興対策特別委員	成瀬 裕治君	農林水産委員	鈴木 強君	吉田忠三郎君	同日委員長から左の報告書が提出された。
同	杏脱タケ子君	大蔵委員	川村 清一君	鈴木 晃君	同日委員長から左の報告書が提出された。
同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	加藤 進君	農林水産委員	川村 清一君	鈴木 浩君	同日委員長から左の報告書が提出された。
戦時災害援護法案(須原昭二君発議)	同	商工委員	吉田忠三郎君	向井 長年君	同日委員長から左の報告書が提出された。
同日内閣総理大臣から議長宛、去る二十一日付をもつて公安調査厅次長富田康次君は千葉地方検察庁検事正に任命されたので政府委員は自然消滅となつた旨の通知書を受領した。	通信委員	運輸委員	林田悠紀夫君	吉田忠三郎君	同日委員長から左の報告書が提出された。
同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第七十回議院に送付した。	建設委員	商工委員	吉田忠三郎君	向井 長年君	同日委員長から左の報告書が提出された。
同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第七十回議院に送付した。	同	農林水産委員	吉田忠三郎君	吉田忠三郎君	同日委員長から左の報告書が提出された。
同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第七十回議院に送付した。	内閣委員	農林水産委員	吉田忠三郎君	吉田忠三郎君	同日委員長から左の報告書が提出された。
同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第七十回議院に送付した。	地方行政委員	建設委員	吉田忠三郎君	吉田忠三郎君	同日委員長から左の報告書が提出された。
同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第七十回議院に送付した。	法務委員	農業近代化資金助成法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案可決報告書	吉田忠三郎君	吉田忠三郎君	同日委員長から左の報告書が提出された。
同日内閣総理大臣から議長宛、公安調査厅次長渡邊次郎君(同日議長承認)を第七十回議院に送付した。	大蔵委員	漁船積荷保険臨時措置法案	吉田忠三郎君	吉田忠三郎君	同日委員長から左の報告書が提出された。
同日内閣総理大臣から議長宛、公安調査厅次長渡邊次郎君(同日議長承認)を第七十回議院に送付した。	農林水産委員	水産業協同組合法の一部を改正する法律案	川村 清一君	川村 清一君	同日委員長から左の報告書が提出された。
同日内閣総理大臣から議長宛、公安調査厅次長渡邊次郎君(同日議長承認)を第七十回議院に送付した。	同	農林水産委員	高山 恒雄君	高山 恒雄君	同日委員長から左の報告書が提出された。
同日内閣総理大臣から議長宛、公安調査厅次長渡邊次郎君(同日議長承認)を第七十回議院に送付した。	商工委員	農業協同組合法の一部を改正する法律案	上田 稔君	上田 稔君	同日委員長から左の報告書が提出された。
同日内閣総理大臣から議長宛、公安調査厅次長渡邊次郎君(同日議長承認)を第七十回議院に送付した。	運輸委員	農水産業協同組合貯金保険法案	西村 尚治君	西村 尚治君	同日委員長から左の報告書が提出された。
同日内閣総理大臣から議長宛、公安調査厅次長渡邊次郎君(同日議長承認)を第七十回議院に送付した。	岩本 政一君	農水産業協同組合貯金保険法案	岩本 政一君	岩本 政一君	同日委員長から左の報告書が提出された。
内閣委員会に付託した。	同	農業協同組合法の一部を改正する法律案	吉田忠三郎君	吉田忠三郎君	同日委員長から左の報告書が提出された。
内閣委員会に付託した。	同	農業協同組合法の一部を改正する法律案	鶴國 哲夫君	鶴國 哲夫君	同日委員長から左の報告書が提出された。
内閣委員会に付託した。	同	農業協同組合法の一部を改正する法律案	上田 哲君	上田 哲君	同日委員長から左の報告書が提出された。
内閣委員会に付託した。	同	農業協同組合法の一部を改正する法律案	吉田忠三郎君	吉田忠三郎君	同日委員長から左の報告書が提出された。
内閣委員会に付託した。	同	農業協同組合法の一部を改正する法律案	鶴國 哲夫君	鶴國 哲夫君	同日委員長から左の報告書が提出された。
内閣委員会に付託した。	同	農業協同組合法の一部を改正する法律案	上田 稔君	上田 稔君	同日委員長から左の報告書が提出された。
内閣委員会に付託した。	同	農業協同組合法の一部を改正する法律案	西村 尚治君	西村 尚治君	同日委員長から左の報告書が提出された。
内閣委員会に付託した。	同	農業協同組合法の一部を改正する法律案	岩本 政一君	岩本 政一君	同日委員長から左の報告書が提出された。
内閣委員会に付託した。	同	農業協同組合法の一部を改正する法律案	鶴國 哲夫君	鶴國 哲夫君	同日委員長から左の報告書が提出された。
内閣委員会に付託した。	同	農業協同組合法の一部を改正する法律案	吉田忠三郎君	吉田忠三郎君	同日委員長から左の報告書が提出された。
内閣委員会に付託した。	同	農業協同組合法の一部を改正する法律案	鶴國 哲夫君	鶴國 哲夫君	同日委員長から左の報告書が提出された。
内閣委員会に付託した。	同	農業協同組合法の一部を改正する法律案	上田 稔君	上田 稔君	同日委員長から左の報告書が提出された。
内閣委員会に付託した。	同	農業協同組合法の一部を改正する法律案	西村 尚治君	西村 尚治君	同日委員長から左の報告書が提出された。
内閣委員会に付託した。	同	農業協同組合法の一部を改正する法律案	岩本 政一君	岩本 政一君	同日委員長から左の報告書が提出された。
内閣委員会に付託した。	同	農業協同組合法の一部を改正する法律案	鶴國 哲夫君	鶴國 哲夫君	同日委員長から左の報告書が提出された。
内閣委員会に付託した。	同	農業協同組合法の一部を改正する法律案	吉田忠三郎君	吉田忠三郎君	同日委員長から左の報告書が提出された。
内閣委員会に付託した。	同	農業協同組合法の一部を改正する法律案	鶴國 哲夫君	鶴國 哲夫君	同日委員長から左の報告書が提出された。
内閣委員会に付託した。	同	農業協同組合法の一部を改正する法律案	上田 稔君	上田 稔君	同日委員長から左の報告書が提出された。
内閣委員会に付託した。	同	農業協同組合法の一部を改正する法律案	西村 尚治君	西村 尚治君	同日委員長から左の報告書が提出された。
内閣委員会に付託した。	同	農業協同組合法の一部を改正する法律案	岩本 政一君	岩本 政一君	同日委員長から左の報告書が提出された。

同日内閣総理大臣から議長宛、同日付をもつて警 察庁交通局長片岡誠君は大阪府警察本部長に、經 済企画庁長官官房長高橋英明君は大蔵省理財局長 に、大蔵大臣官房会計課長早田肇君は神戸税關長 に、大蔵省主計局長吉瀬維哉君は經濟企画庁長官官 房長に、大蔵省理財局長橋口收君は同主計局長 に、同國際金融局次長松川道哉君は同國際金融局 長にそれぞれ任命され、また同日付をもつて大蔵 省証券局長坂野常和君、同國際金融局長林大造 君、國稅庁長官近藤道生君、同庁次長江口健司君 はそれぞれ退職したので政府委員はいすれも消滅 となつた旨の通知書を受領した。
同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第七十一回 国会政府委員に任命することを承認した旨回答し た。
警察庁交通局長 渡部 正郎君 經濟企画庁長官官房長 吉瀬 維哉君 大蔵大臣官房長 中橋敬次郎君 大蔵省主計局長 片山 充君
要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、地方団体の公共施設等の計画的 な整備及び社会福祉水準の向上に要する財源の 充実を図る等のため、普通交付税の算定に用い る単位費用を改定することとし、地方財政の状 況にかんがみ、昭和四十八年度分の地方交付税 の總額について現行の法定額に交付税及び譲与 税配付金特別会計における借入金九百五十億円 を加算する特例措置を講じようとするもので、 おおむね妥当な措置と認める。 なお、別紙の附帯決議を行なつた。
二、基準財政需要額の算定基礎の合理化に努め、 とくに市町村分に重点をおいて算入措置を強化 すること。
三、下水道、清掃施設、社会福祉施設、消防施設 等急速に整備を必要とする生活関連施設に対す る国庫補助制度を拡充強化すること。
四、国と地方との財政負担秩序の明確化を一層推 進すること。とくに、地方負担の現況にかんが み、昭和四十八年度の国庫補助負担事業の実施 にあたつては、実施単価を実情に即し引き上げ る等超過負担の解消のため適切な措置を講ずる こと。
五、人口急増地域における公共施設の整備費、沖 縄・過疎地域等特定地域の振興対策費および公 害対策費等のための財源措置については特段の 配慮をすること。
六、地方債については、政府資金の拡充と許可手 続の簡素化をはかり、また、生活関連施設等の 整備のための地方債については、利率及び償還 期限について改善措置を講ずること。

右決議する。

審査報告書

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年六月十四日

大蔵委員長代理 理事 土屋 義彦

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、アフリカ開発基金への参加に伴う法律案は、現行の道路整備五箇年計画を改定し、新たに昭和四十八年度を初年度とする第七次道路整備五箇年計画を策定して、道路の整備を計画的かつ緊急に行ない、道路交通需要の増大と多様化に対処し、国土の均衡ある発展を図るとしているものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する費用として、第一回の出資払込のため、昭和四十八年度国債整理基金特別会計に十五億四千万円が計上されている。

審査報告書

道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年六月十四日

建設委員長 沢田 政治

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現行の道路整備五箇年計画を改定し、新たに昭和四十八年度を初年度とする第七次道路整備五箇年計画を策定して、道路の整備を計画的かつ緊急に行ない、道路交通需要の増大と多様化に対処し、国土の均衡ある発展を図るとしているものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する費用として、第一回の出資払込のため、昭和四十八年度国債整理基金特別会計に十五億四千万円が計上されている。

九千円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

昭和四十八年六月十四日

法務委員長 原田 立

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法の規定による補償金の額の算定基準となる日額等を引き上げようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法の規定による補償金の額の算定基準となる日額等を引き上げようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法施行に要する費用として、第一回の出資払込のため、昭和四十八年度国債整理基金特別会計に十五億四千万円が計上されている。

右決議する。

審査報告書

刑事補償法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年六月十四日

法務委員長 原田 立

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法の規定による補償金の額の算定基準となる日額等を引き上げようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法施行に要する費用として、第一回の出資払込のため、昭和四十八年度国債整理基金特別会計に十五億四千万円が計上されている。

農林省設置法の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年六月十四日

参議院議長 河野 謙三殿  
内閣委員長 高田 浩運

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近におけるわが国水産業に係る諸情勢の推移にかんがみ、水産行政の強力な推進を図るため、水産庁の内部部局を再編整備しようとするものであつて、妥当な措置と認め

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に伴う経費は約二千七百万円であつて、昭和四十八年度一般会計予算に計上されて

いる。

置を講じて漁場の保全をばかり、もつて沿岸漁業の振興に努めるべきである。また、水産加工業の振興についても特段の配慮をなすべきであるが、塙釜市の水産加工団地の例にみられるごとく、水産加工の工程より排出される汚水の処理技術は未だ開発途上にあるので、今後その一層の研究開発に努め、その実効を期するとともに、同団地の問題についても、地元関係者の意向を十分尊重してすみやかな解決を図るべきである。

右決議する。

第二十一号中正誤

ペシ	段行	誤	正
五三	三 <small>終わり</small>	わづか一	わづかに
五四	二 <small>二三</small>	一万円五千円	一万五千円
五四	二 <small>二三</small>	同じこま	同じこと

第二十二号中正誤

ペシ	段行	誤	正
五五	二 <small>二〇</small>	病虫対策	病虫害対策

政府は、本法の施行にあたつては、漁港の整備を急ぐは勿論のこと、急激に悪化しつつある漁場環境の現状にてらして、公害防止対策等必要な措

五百六十七ページ三段三行から六行までは削るはずの誤り。

第三種  
明治三十五年三月三十日  
便物認可

昭和四十八年六月二十七日 參議院会議録第一二三号

六一〇

定期  
一部五十円  
(配送料共)

發行所

東京都港区赤坂五丁目二番地  
郵便番号一〇七  
電話 東京 五八二 四四一一(大代)  
大藏省印刷局